
足寄町公共施設等総合管理計画

《令和3年度改訂版》

令和4年3月

北海道足寄町

目 次

第1章 計画策定の前提	1
1. 本計画策定の背景と目的	1
2. 本計画の位置づけ.....	2
3. 計画期間.....	2
4. 対象範囲.....	3
第2章 町を取り巻く現況	4
1. 町の概況	4
2. 総人口等の状況.....	5
3. 公共施設等の現状.....	9
4. 財政動向.....	19
5. 現状及び課題に関する基本認識.....	23
第3章 公共施設等の将来の見通し	24
1. 公共施設	24
2. 道路	27
3. 橋梁.....	29
4. 上水道施設(上水道、簡易水道、営農用水).....	31
5. 下水道施設	33
6. 維持管理・更新等にかかる経費の見通し.....	35
第4章 公共施設等の管理に関する基本方針	36
1. 全体目標の設定	36
2. 維持管理にあたっての基本的な考え方	38
3. 保有する財産の活用や処分に関する基本方針	44
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	45
1. 公共施設	45
2. インフラ.....	64
第6章 推進体制の構築	67
1. 推進体制	67
2. PDCAサイクルによる推進.....	67
3. 地方公会計制度の活用	67

第1章 計画策定の前提

1. 本計画策定の背景と目的

我が国においては、高度経済成長期から人口増加と社会変化により、公共施設や道路、橋梁等のインフラの整備が進められてきました。当時から建設された公共施設等の建築年数が30年以上経過し、今後大規模改修や修繕、建て替えが必要となってきています。

国全体の財政規模が抑制されている中、社会保障関係費用の増加に伴い、公共施設の整備や維持保全に投ずることができる財源は限られてくることが予想され、保有している公共施設やインフラを今後も全て維持・更新するための財源を確保することは全国的に困難な状況にあります。

こうした状況の中、特に平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故は、公共施設、インフラの老朽化対策の必要性を強く認識させる契機となりました。

国においては、公共施設やインフラの全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとして、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を公表しました。さらに、平成26年4月、総務省は各地方公共団体に対し、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定に取り組むよう要請しました。

本町においても、現状の公共施設等の全体を把握し、中長期的な視点を持って、改修・更新、長寿命化などを計画的に推進するため、「足寄町公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という)を策定し、公共施設及びインフラを管理していくための基本的な方針を定め、公共施設等の適正管理に努めてきました。

その後、国では平成30年2月27日に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂を行うとともに、令和3年1月26日には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を発出し、これまで自治体が策定した公共施設等総合管理計画の見直しが図られることとなりました。

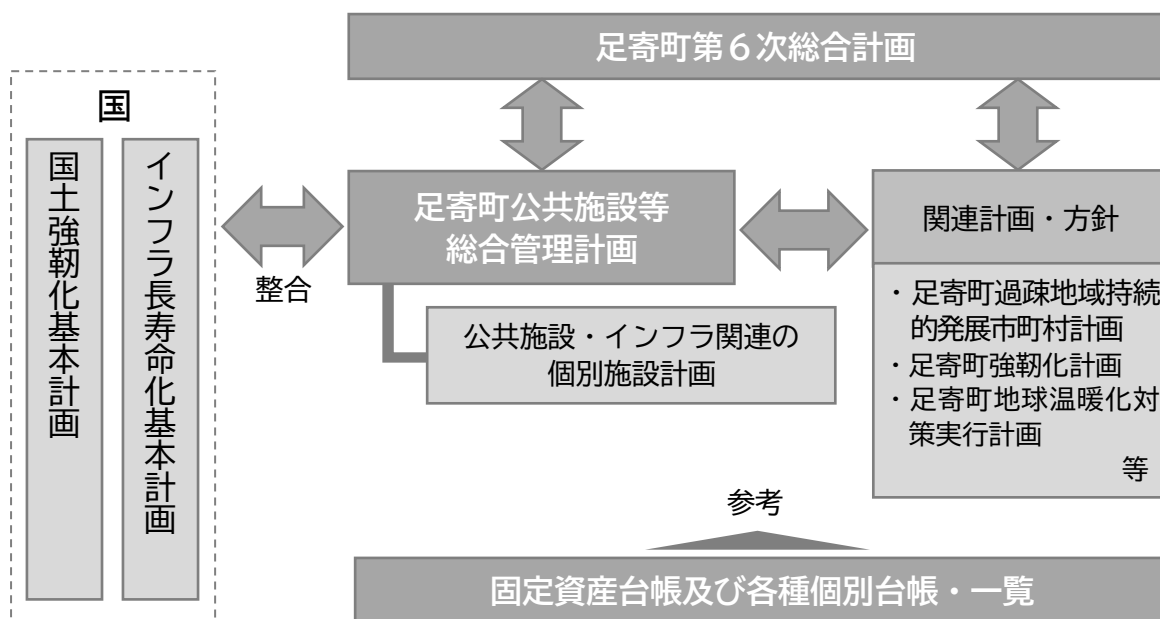
また他方、令和2年に政府は令和32年(2050年)までにカーボンニュートラルの達成を目指すことを宣言するなど、国内外で温暖化防止や脱炭素化を推進する動きが加速しています。

これらの内容に適切に対応するため本計画を改訂し、今後も本町にある公共施設を効果的かつ効率的に活用するとともに、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるための取組を推進します。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、本町の公共施設等におけるインフラ長寿命化計画(行動計画)として定めるものです。

町の最上位計画であり、まちづくりの総合的な計画である「足寄町第6次総合計画」をはじめとし、「足寄町過疎地域持続的発展市町村計画」や個別施設計画など関連計画との整合性に配慮します。

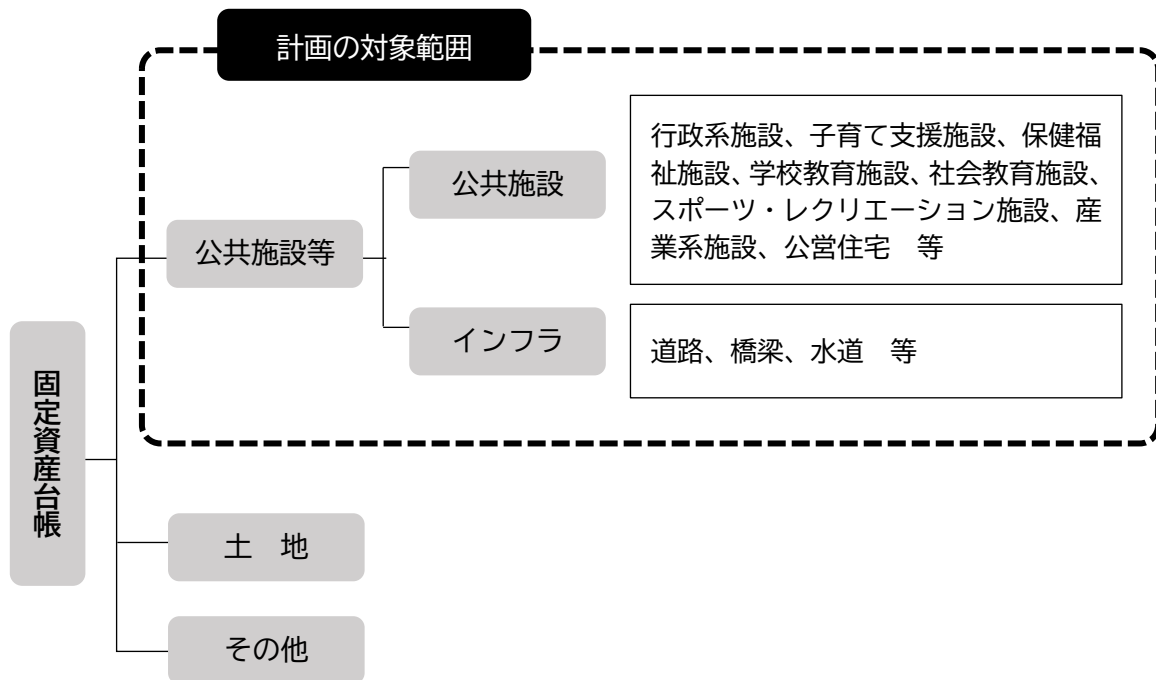


3. 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。ただし、中長期的な視点が必要であることから、将来人口推計や公共施設にかかる費用の将来の見通しは40年間で推計期間とします。

4. 対象範囲

「足寄町固定資産台帳」を基に、公営住宅、教育施設、町民利用施設及び庁舎等の公共施設並びに道路、橋梁及び水道等のインフラを対象とします。また、今後新設予定の施設についても、考慮するものとします。



第2章 町を取り巻く現況

1. 町の概況

足寄町は北海道十勝の東北部に位置し、東は阿寒国立公園を有する自然豊かなまちです。町村の中では日本一広く1,408.04平方キロメートルの広い面積を有しています。

この広大な大地は、東京ドーム約270個分の面積をもつ大規模草地育成牧場や、独特の湖面の色彩が訪れた人を魅了する景勝地オンネトー、高さ2～3mにも達するラワンブキなど、豊かな自然に囲まれています。

内陸部に位置していることから寒暖の差が激しく、夏の最高気温は30℃を超え、冬の最低気温は氷点下20℃を下回ります。また、晴れの日が多く、日照時間は年2,000時間にせまり国内トップクラスを誇ります。広大な大地と豊かな自然環境を活かし、小麦や馬鈴薯・甜菜・豆類などの栽培が盛んであるほか、人口の3倍以上である約2万5千頭の乳用牛・肉用牛が飼育されています。

再生可能エネルギーの導入に関しては、平成13年度に策定した「足寄町地域新エネルギービジョン」及び「足寄町木質バイオマス資源活用ビジョン」に基づき、役場庁舎における木造建築の採用及び木質ペレットボイラーの導入を皮切りに、公共施設の木造化や内装木質化、木質ペレットストーブの導入などに取り組んできました。

また、令和3年9月にゼロカーボンシティを目指すことを宣言し、令和32年(2050年)までに町内から排出される二酸化炭素を実質ゼロにする目標を掲げました。

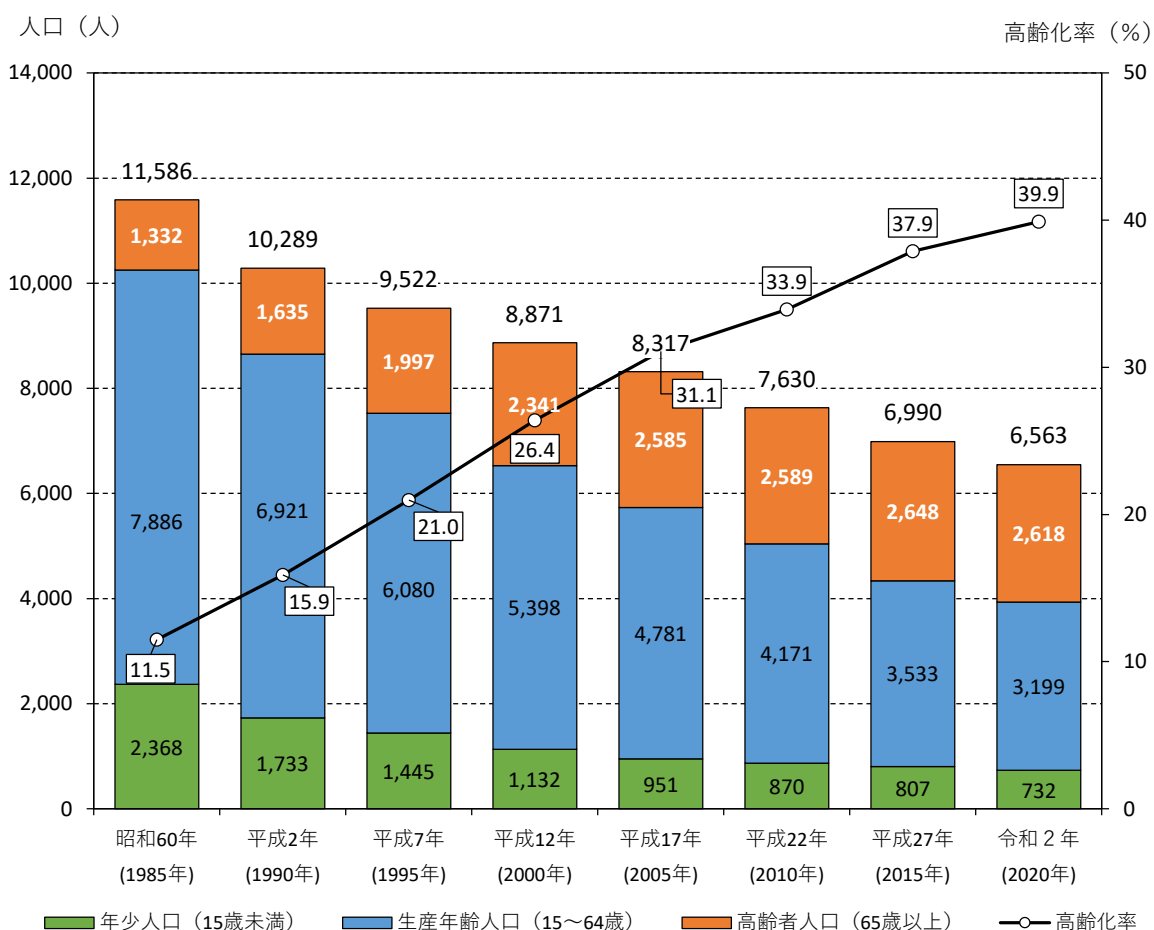
2. 総人口等の状況

(1) 総人口及び人口構成と推移

国勢調査の総人口は昭和60年が11,586人でしたが、平成7年には10,000人を下回り、その後も減少傾向が続いています。令和2年の国勢調査では、5年間で6.1%落ち込み、6,563人となっています。

年齢3区分別の人口構成で見ると、令和2年の年少人口は732人、生産年齢人口は3,199人で減少傾向が続いています。増加傾向が続いていた高齢者人口は令和2年に減少に転じ、2,618人となっています。

【総人口の推移(国勢調査)】



※総人口は年齢不詳を含む。

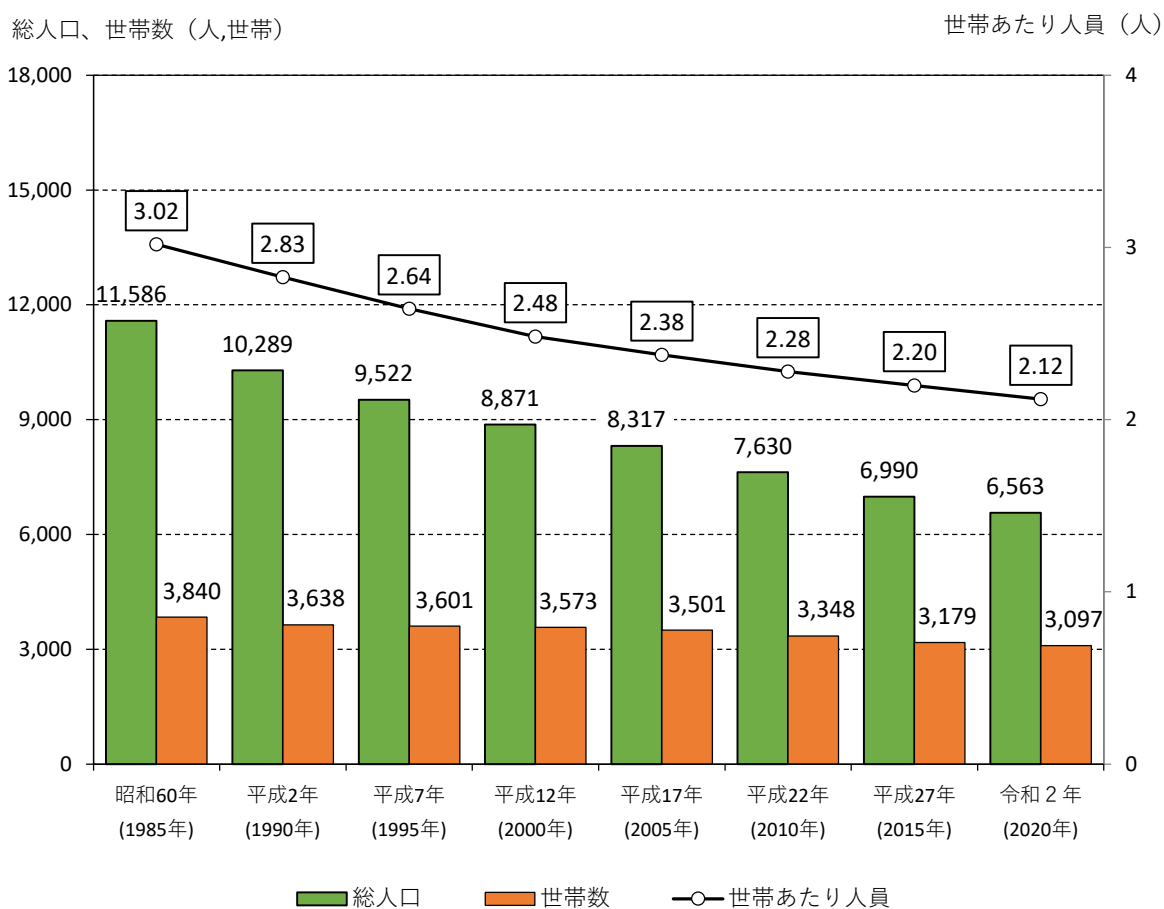
出典：国勢調査

(2) 世帯数と1世帯あたり人員の推移

本町の世帯数は昭和60年の3,840世帯から令和2年には3,097世帯に減少しており、総人口の減少率に比べると低いものの、減少率は19.3%となっています。

人口減少に伴い、1世帯あたり人員も減少しており、昭和60年は1世帯3.0人を超えていましたが、令和2年は2.12人となっています。

【世帯数と1世帯あたり人員の推移】



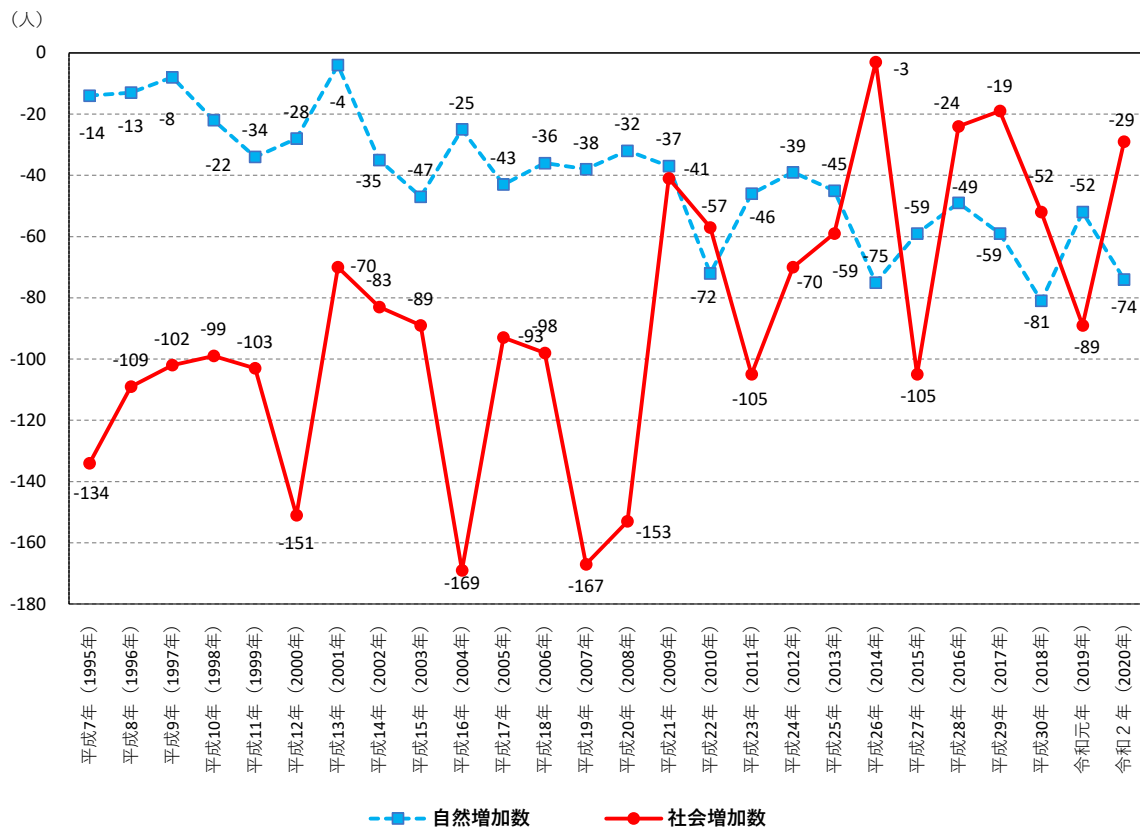
出典：国勢調査

(3) 人口動態の推移

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」によると、平成7年以降は自然減、社会減により人口減少が続いている状況です。

年によって増減はあるものの、自然増減は減少傾向にある一方、社会増減は増加傾向がみられ、近年は社会減が自然減を上回る年も出てきています。

【自然増減・社会増減の推移】



出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

※平成25年から1月1日～12月末までの集計、平成25年以前は4月1日から翌年3月末までの集計

※平成24年から外国人を含む

(4) 将来人口の見通し

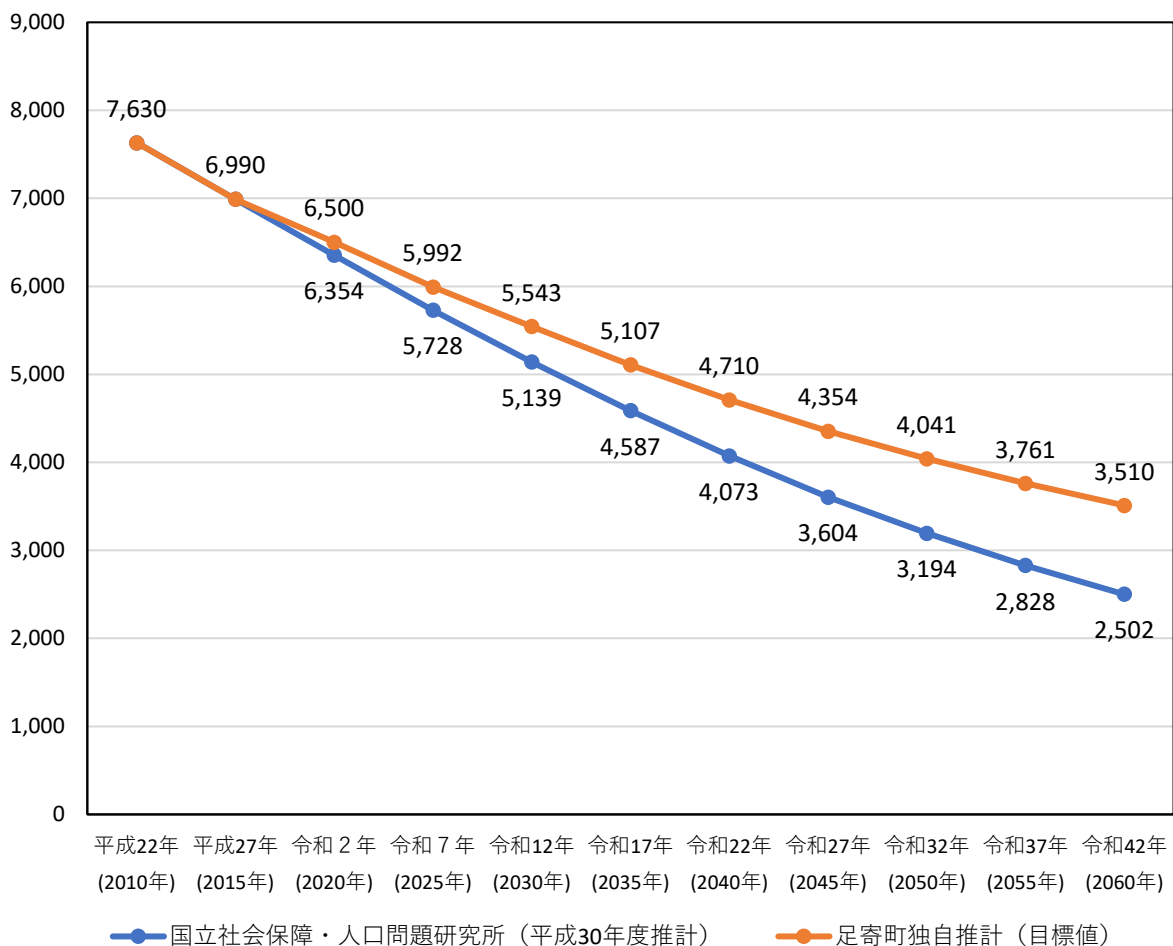
令和2年3月に策定した『第2期足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略』に記載されている人口ビジョンでは、平成27年国勢調査の人口を基に将来人口推計を行っています。

人口ビジョンでは国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」とする)の推計を基に、合計特殊出生率の上昇と転出超過の改善による町独自の推計を行い、目標人口として設定しています。

この目標人口では、2040年(令和22年)に4,710人(社人研推計比+15.6%)、2060年(令和42年)に3,510人(社人研推計比+40.3%)になると推計しており、推計の基準である平成22年の総人口7,630人と比べると、2040年(令和22年)で38.3%の減少、2060年(令和42年)は54.0%の減少となることが予想されています。

そのため、今後は減少する人口に合わせて適正な公共施設の規模を考えていく必要があることや、人口構造の変化に合わせて必要に応じて公共施設等の用途を見直すことが求められます。

【将来人口の見通し】



出典：第2期足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略

3. 公共施設等の現状

本計画で対象とする全ての公共施設等を、施設のもつ機能や特性から「建物系」と「インフラ系」の2つの類型区分で整理して検討を行います。原則として、令和3年3月31日現在で町の所有する全ての公共施設等を対象としますが、令和3年度中に建設される公共施設は対象に含め、令和3年度中に除却が決定している施設については対象外とします。

【建物系施設の分類と主な施設例】

大分類	中分類	主な施設例
町民文化系施設	集会施設	集会場・公民館
	文化施設	文化会館等ホール施設
社会教育系施設	図書館	中央図書館・地域図書館
	博物館等	美術館・博物館・郷土資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館・プール・スポーツ練習場
	レクリエーション・観光施設	キャンプ場・観光センター
	保養施設	温泉施設
産業系施設	産業系施設	産業振興センター
学校教育系施設	学校	小学校・中学校
	その他教育施設	給食センター・教員住宅等
子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園・保育所・こども園
	幼児・児童施設	児童館・こどもの家・子育て支援センター
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	養護老人ホーム・介護老人保健施設
	障害支援施設	障害者施設・障害児童施設
	児童福祉施設	児童厚生施設・母子生活支援施設
	保健施設	保健所
	その他保健福祉施設	福祉会館等
医療施設	病院施設	病院
	その他医療施設	医師住宅
行政系施設	庁舎等	庁舎・出張所
	消防施設	消防署・消防詰所・出張所
	その他行政系施設	防災センター等
公営住宅等	公営住宅	市町村営住宅・寄宿舍
公園	公園	公園・グラウンド
	緑地	景観緑地・庭園
供給処理施設	供給処理施設	ごみ処理場・浄化センター
その他公共施設	その他公共施設	斎場・墓地・未使用物件等

※類型の整理のため、本自治体にはない施設も含まれている

【インフラ系施設の分類と主な施設例】

大分類	中分類	主な施設例
道路	道路	町道・農道・林道
	橋梁	PC橋・RC橋・鋼橋・石橋
	トンネル	交通用・用水用
水道	上水道	管路、排水場、浄水場等
	簡易水道	管路、簡易水道施設等
	下水道	ポンプ場・下水処理場等

(1) 公共施設の現状

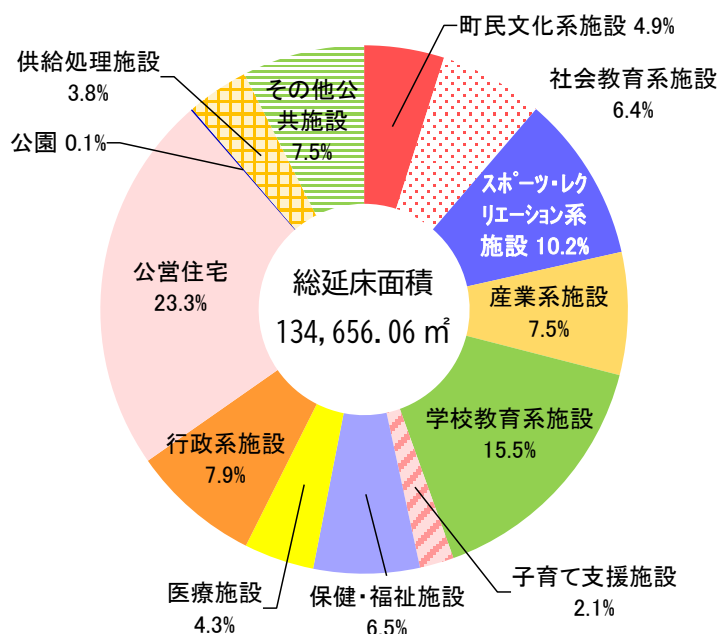
①公共施設の保有状況

公共施設全体の総延床面積は134,656.06㎡となっており、施設分類別で見ると公営住宅が31,403.22㎡で全体の23.3%を占めています。

令和2年国勢調査に基づく本町の1人あたり公共施設面積は20.5㎡で、平成24年3月に公表された『公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果』における人口1万人以下の自治体平均値10.61㎡よりも広い状況です。

施設分類	延床面積 (㎡)	割合 (%)	減価償却率の推移	
			平成27年度	令和元年度
町民文化系施設	6,611.77	4.9	78.1	64.4
社会教育系施設	8,641.51	6.4	63.4	55.1
スポーツ・レクリエーション系施設	13,724.21	10.2	52.6	52.2
産業系施設	10,130.22	7.5	73.0	52.0
学校教育系施設	20,860.06	15.5	42.3	41.0
子育て支援施設	2,747.26	2.1	43.9	44.9
保健・福祉施設	8,797.79	6.5	51.6	60.5
医療施設	5,833.99	4.3	38.8	52.9
行政系施設	10,574.88	7.9	38.4	44.3
公営住宅	31,403.22	23.3	54.4	54.9
公園	104.96	0.1	87.7	93.6
供給処理施設	5,092.42	3.8	52.7	12.1
その他公共施設	10,133.77	7.5	84.3	86.2
合計	134,656.06	100.0	51.4	50.4

【施設分類別割合】

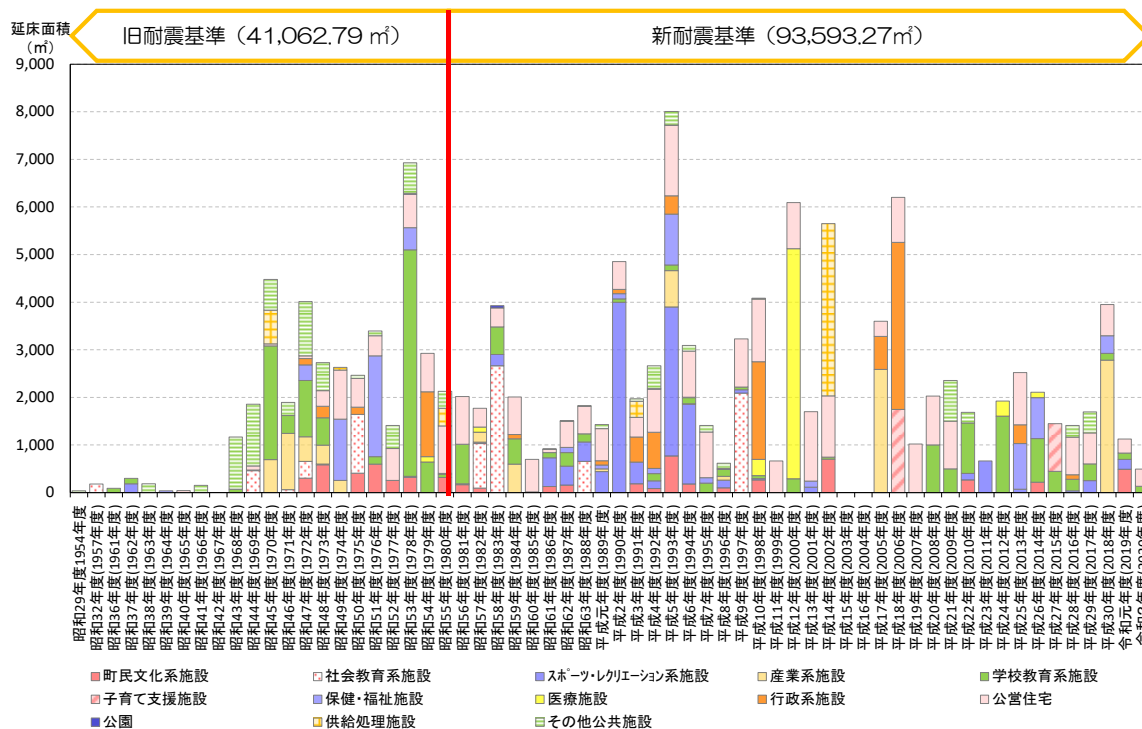


②整備年度別の状況

保有する公共施設の整備年度別の状況を見ると、昭和32年に整備された旧上足寄小学校が最も古く、その後、昭和40年代から50年代に多くの施設が整備されてきました。

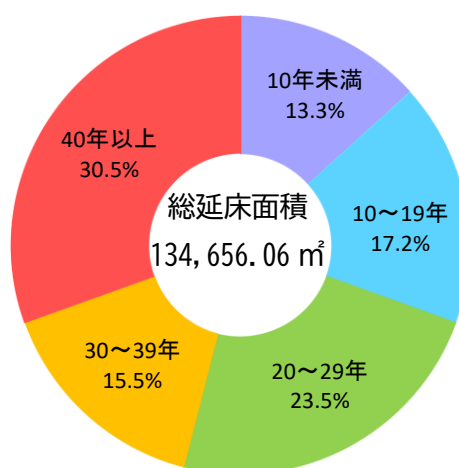
整備されてから40年以上経っている施設は全体の30.5%となっており、今後、施設の老朽化が進むとともに大規模な改修や更新の時期が訪れる施設が増加することが見込まれます。

【建設年度別床面積】



【経過年数別床面積】

経過年数	延床面積 (m ²)	割合 (%)
10年未満	17,931.73	13.3
10～19年	23,203.40	17.2
20～29年	31,548.94	23.5
30～39年	20,909.20	15.5
40年以上	41,062.79	30.5
合計	134,656.06	100.0



③耐震化の状況

耐震基準別で見ると、昭和56年度以前に建築された旧耐震基準の施設は41,062.79㎡で全体の30.5%となっています。

耐震化要否の状況を見ると、耐震化不要及び耐震化実施済の建物は合計で78.6%となっています。旧耐震基準の建物のうち学校などの耐震化が必要とされる建物は、これまでに耐震改修を完了しています。

【耐震基準別の状況】

耐震基準	延床面積 (㎡)	割合 (%)
新耐震基準	93,593.27	69.5
旧耐震基準	41,062.79	30.5
合計	134,656.06	100.0

【耐震化の実施状況】

耐震化実施状況	延床面積 (㎡)	割合 (%)
耐震化不要	97,420.51	72.3
耐震化実施済	8,478.98	6.3
耐震化未実施	0.00	0.0
耐震診断未実施	28,756.57	21.4
合計	134,656.06	100.0

④過去に行った対策の実績

本計画策定時から令和3年度改訂版の策定までに実施した主な対策の概要は以下のとおりです。

年度	対策	主な内容
平成28年度	改修	螺湾小学校の大規模改修を実施
	除却	体育武道館を除却
平成29年度	改修	足寄小学校の大規模改修を実施
	除却	旧西小学校教員住宅を除却
令和元年度	改修	芽登小学校の大規模改修を実施
	改修	総合体育館、温水プールを改修
	除却	里見が丘公園のバーベキューハウスA棟～C棟を除却
令和2年度	改修	野球場を改修
	除却	足寄中学校教員住宅1棟2戸を除却
令和3年度	改修	大誉地小学校の大規模改修を実施

(2) インフラの現状

①道路

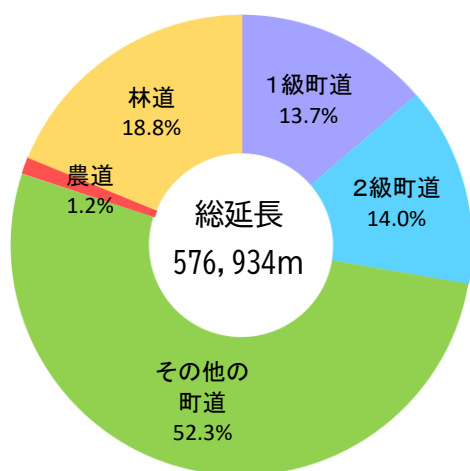
本町は町道、農道及び林道の総延長合計で約577km(令和3年3月末現在)を管理しており、内訳でみると「その他の町道」が約302kmで全体の52.3%を占め、次いで「林道」が約109kmで全体の18.8%となっています。

道路面積でも「その他の町道」の占める割合が大きく、全体の43.0%を占めています。

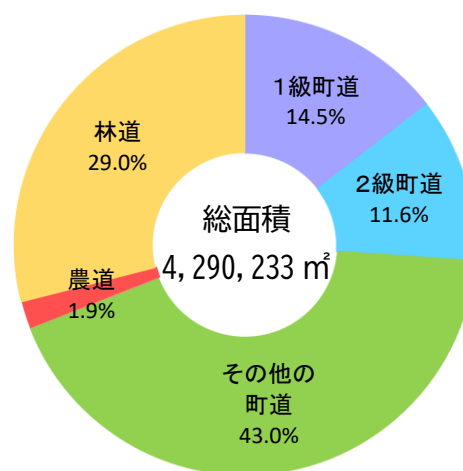
【道路の現状】(令和3年3月末現在)

道路種別	延長 (m)	延長割合 (%)	面積 (㎡)	面積割合 (%)
1級町道	79,375.00	13.7	621,334.00	14.5
2級町道	80,638.00	14.0	499,963.00	11.6
その他の町道	301,552.00	52.3	1,843,488.00	43.0
農道	6,848.00	1.2	80,124.00	1.9
林道	108,521.00	18.8	1,245,324.00	29.0
合計	576,934.00	100.0	4,290,233.00	100.0

【道路延長の割合】



【道路面積の割合】

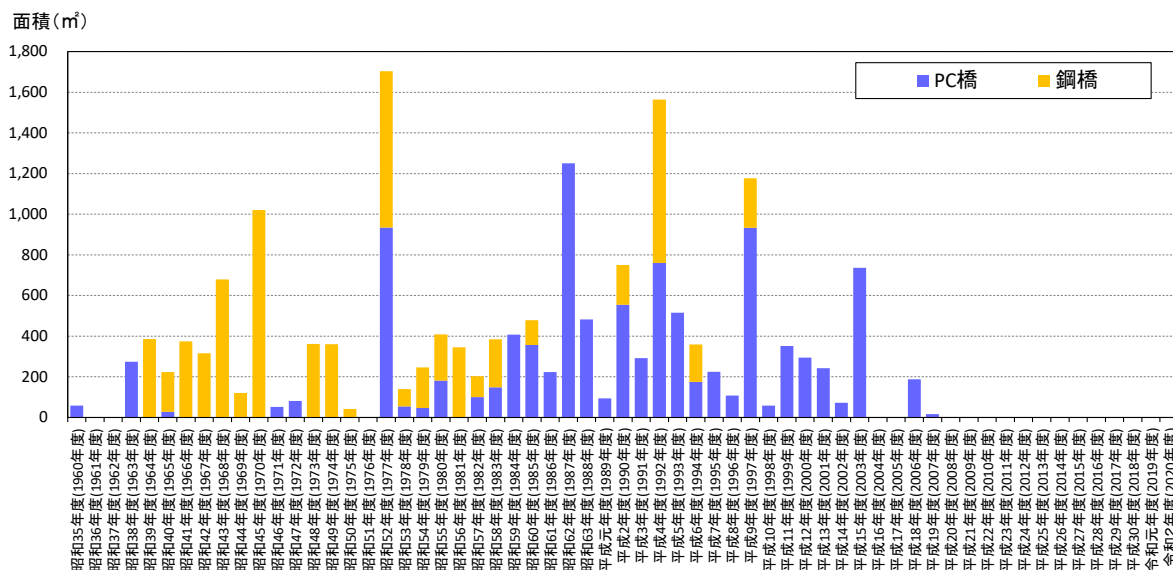


②橋梁

本町が管理している橋梁は、全120橋、総面積約1万8千㎡となっています。このうち、構造別の面積をみると、PC橋が全体の58.3%を占めています。

令和3年3月末現在、建築後50年以上の橋梁は19.8%ですが、10年後には40.7%に増加することが見込まれます。

【整備年度別橋梁面積】

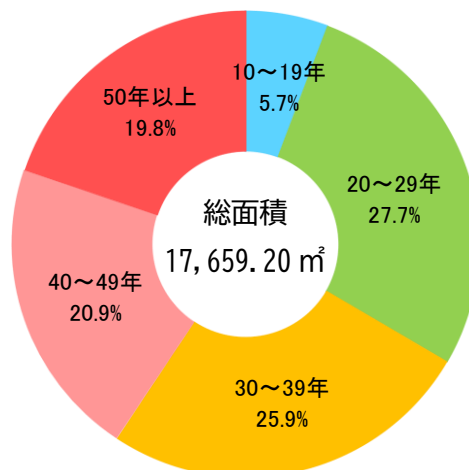


【構造別の橋梁面積】（令和3年3月現在）

構造	橋梁数	面積 (㎡)	面積割合 (%)
PC 橋	73	10,293.30	58.3
鋼橋	47	7,365.90	41.7
合計	120	17,659.20	100.0

【経過年数別の橋梁面積】（令和3年3月現在）

経過年数	面積 (㎡)	面積割合 (%)
10年未満	0.00	0.0
10～19年	1,013.89	5.7
20～29年	4,892.11	27.7
30～39年	4,564.04	25.9
40～49年	3,687.90	20.9
50年以上	3,501.26	19.8
合計	17,659.20	100.0

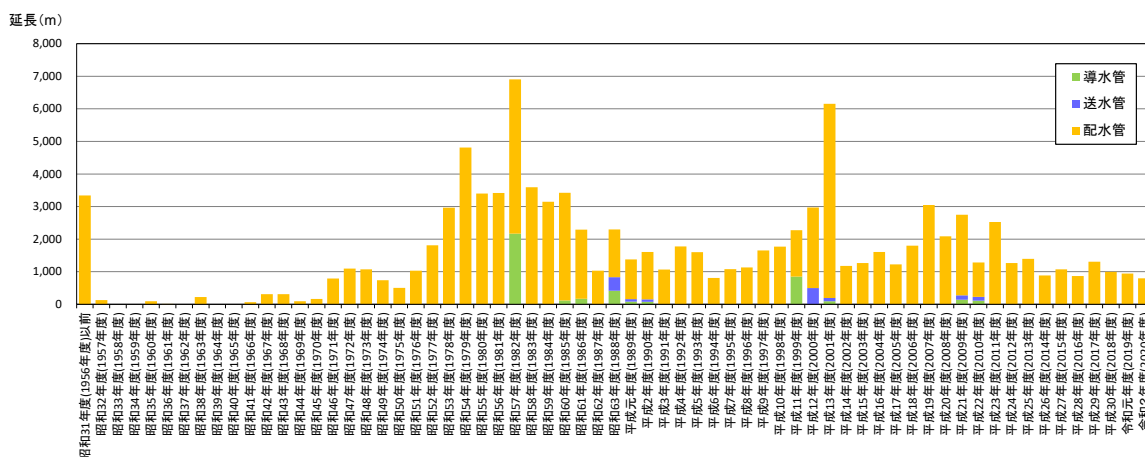


③上水道施設

本町の上水道施設は、北区浄水場と常盤浄水場が整備されています。管路の総延長は約103 kmに及び、配水管が全体の94.5%を占めています。

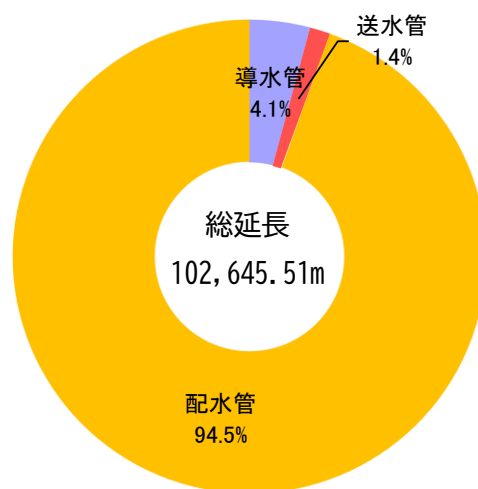
管路の整備年度をみると、昭和51年度から昭和61年度に敷設された管路の割合が多く、経過年数40年以上の管路は全体の22.4%となっています。

【整備年度別管路延長】



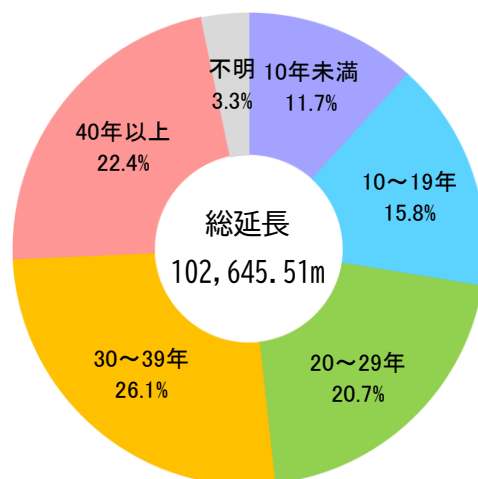
【管路種類別延長】（令和3年3月現在）

種類	延長 (m)	割合 (%)
導水管	4,227.88	4.1
送水管	1,419.63	1.4
配水管	96,998.00	94.5
合計	102,645.51	100.0



【経過年数別管路延長】（令和3年3月現在）

経過年数	延長 (m)	割合 (%)
10年未満	12,056.95	11.7
10～19年	16,241.36	15.8
20～29年	21,215.02	20.7
30～39年	26,749.17	26.1
40年以上	23,040.78	22.4
不明	3,342.23	3.3
合計	102,645.51	100.0



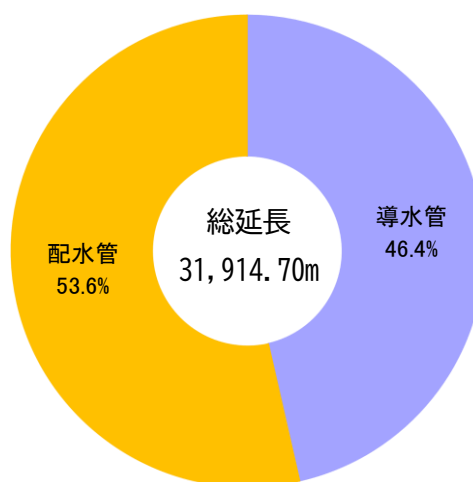
④簡易水道施設

本町の簡易水道は、螺湾地区、芽登地区、上利別地区、上足寄地区及び大誉地地区の5地区に浄水施設が整備されています。管路の総延長は約32kmが敷設され、配水管が全体の53.6%を占めています。

簡易水道は町内でも特に農村部を中心に設けられた水道施設を以て運営しており、施設や管路の老朽化が進んでいることが課題となっています。

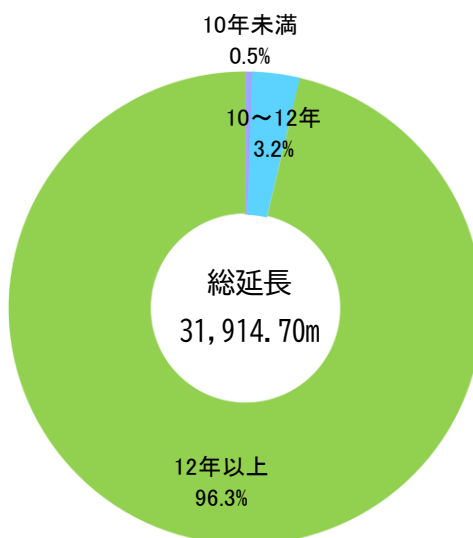
【管路種類別延長】（令和3年3月現在）

種類	延長 (m)	割合 (%)
導水管	14,818.80	46.4
送水管	0.00	0.0
配水管	17,095.90	53.6
合計	31,914.70	100.0



【経過年数別管路延長】（令和3年3月現在）

経過年数	延長 (m)	割合 (%)
10年未満	150.00	0.5
10～12年	1,028.00	3.2
12年以上	30,736.70	96.3
合計	31,914.70	100.0



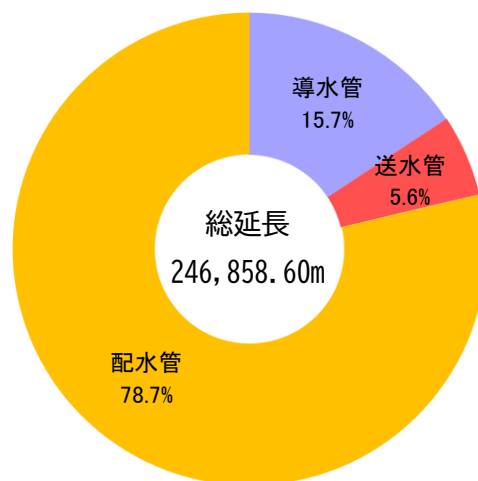
⑤営農用水施設

営農用水施設は農業経営用を中心に町内14の地区に整備されています。管路の総延長は約247kmで、配水管が全体の78.7%を占めています。

管路の整備年度をみると、経過年数40年以上の管路が57.3%に及びます。

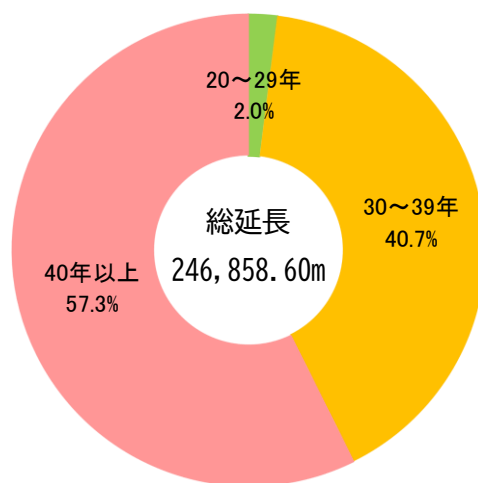
【管路種類別延長】（令和3年3月現在）

種類	延長（m）	割合（%）
導水管	38,818.00	15.7
送水管	13,746.10	5.6
配水管	194,294.50	78.7
合計	246,858.60	100.0



【経過年数別管路延長】（令和3年3月現在）

経過年数	延長（m）	割合（%）
10年未満	0.00	0.0
10～19年	0.00	0.0
20～29年	4,893.60	2.0
30～39年	100,440.20	40.7
40年以上	141,524.80	57.3
合計	246,858.60	100.0

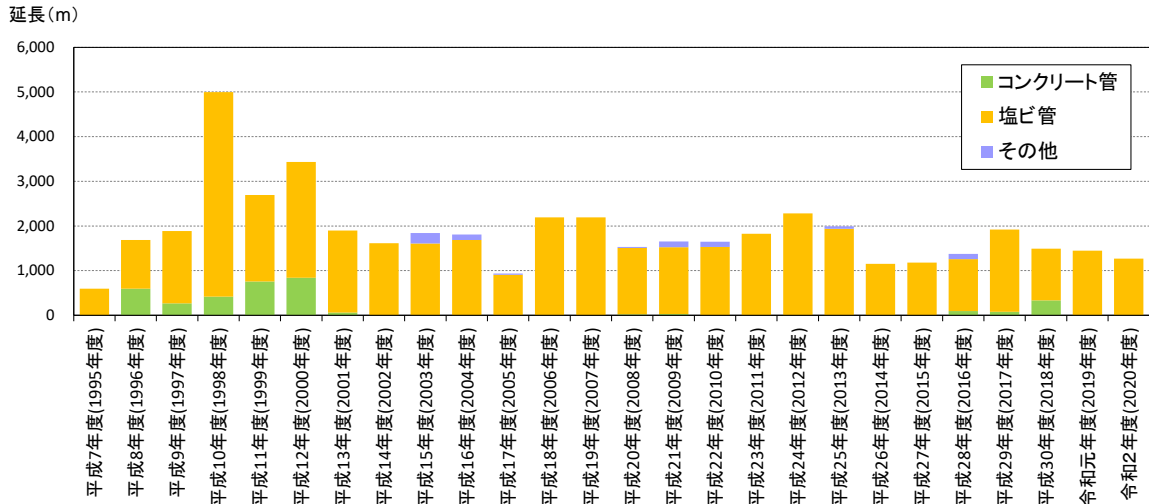


⑥下水道施設

本町の下水道施設は、平成12年度に終末処理場が完成して公共下水道事業として供用を開始しました。下水道管路は平成7年度から整備が続いており、令和3年3月末現在の総延長は約49kmで塩ビ管が91.1%を占めています。

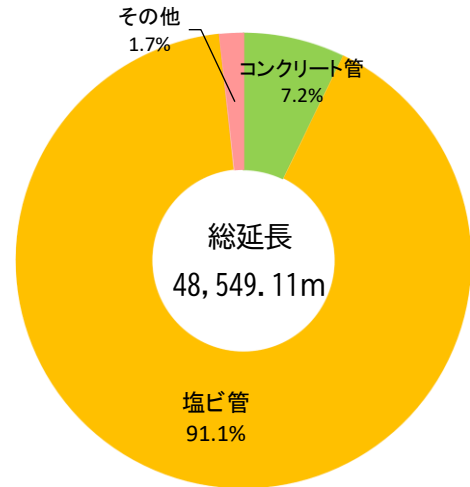
下水道の普及率は全人口ベースで52.8%、下水対象地区の水洗化率は73.5%となっています。

【整備年度別橋梁面積】



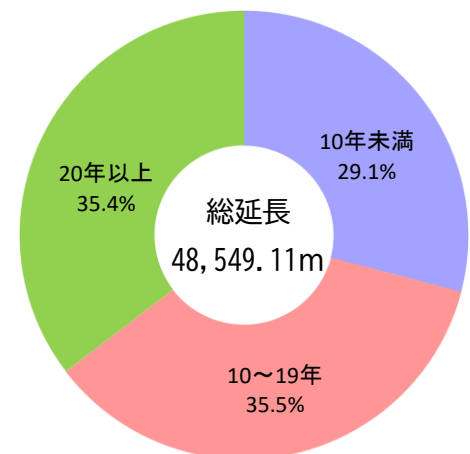
【管路種類別延長】（令和3年3月現在）

種類	延長 (m)	割合 (%)
コンクリート管	3,495.00	7.2
塩ビ管	44,231.00	91.1
その他	823.11	1.7
合計	48,549.11	100.0



【経過年数別管路延長】（令和3年3月現在）

経過年数	延長 (m)	割合 (%)
10年未満	14,117.11	29.1
10～19年	17,241.00	35.5
20年以上	17,191.00	35.4
合計	48,549.11	100.0

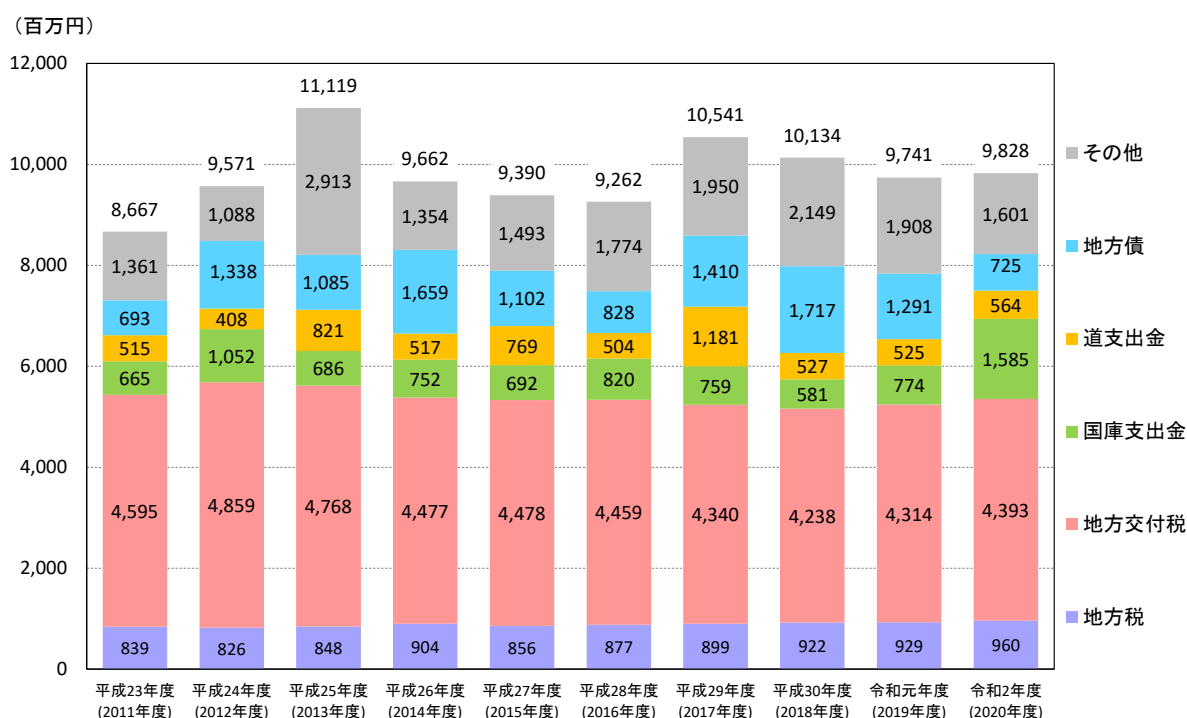


4. 財政動向

(1) 歳入決算額

本町の歳入決算額の合計は平成23年度から令和2年度にかけては平均98億円で推移してきました。町税はこの間に14.4%増加していますが、令和2年度決算における本町の歳入約98億3千万円のうち、町税の占める割合は9.8%で、地方交付税が全体の44.7%を占めています。

【歳入決算額の推移】



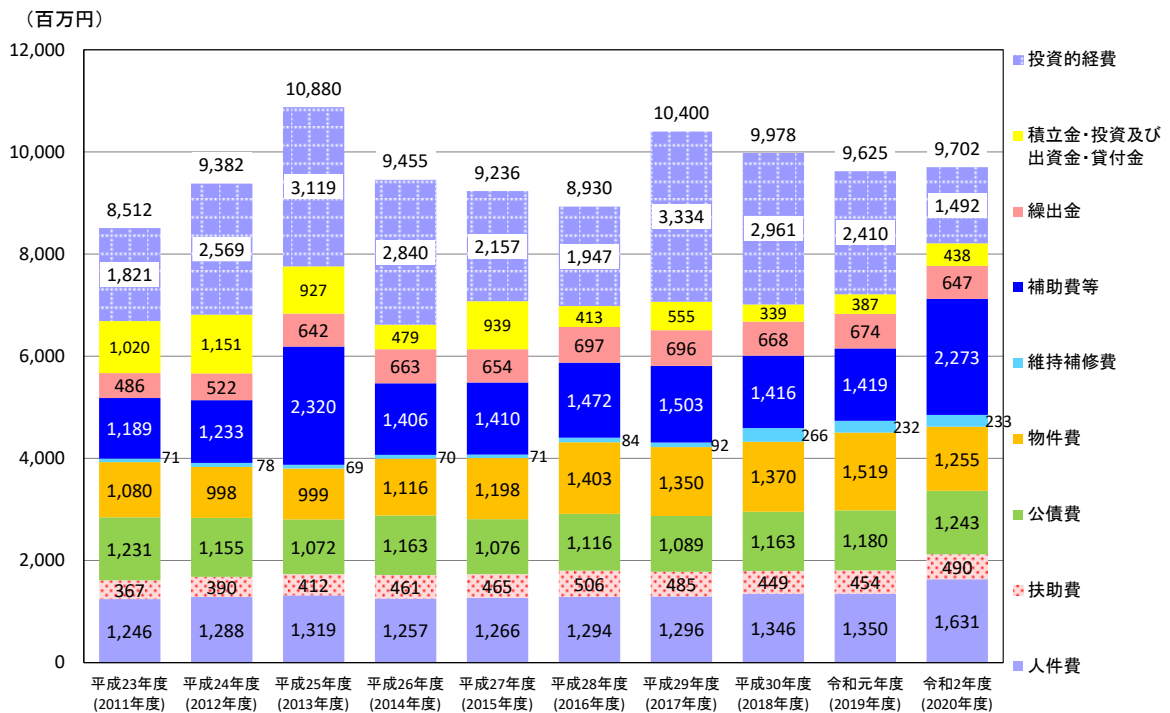
※百万円未満は四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合があります。

(2) 歳出決算額

本町の歳出決算額の合計は平成23年度から令和2年度にかけて平均96億円で推移してきました。歳出決算額内訳のうち義務的経費(人件費、扶助費及び公債費の合計)は増加しており、令和2年度は約33億6千万円で歳出総額の34.7%を占めています。

物件費も増加傾向にあり、建物の建設等にあてられる投資的経費や維持管理にかかる費用の財源不足が懸念されます。

【歳出決算額の推移】



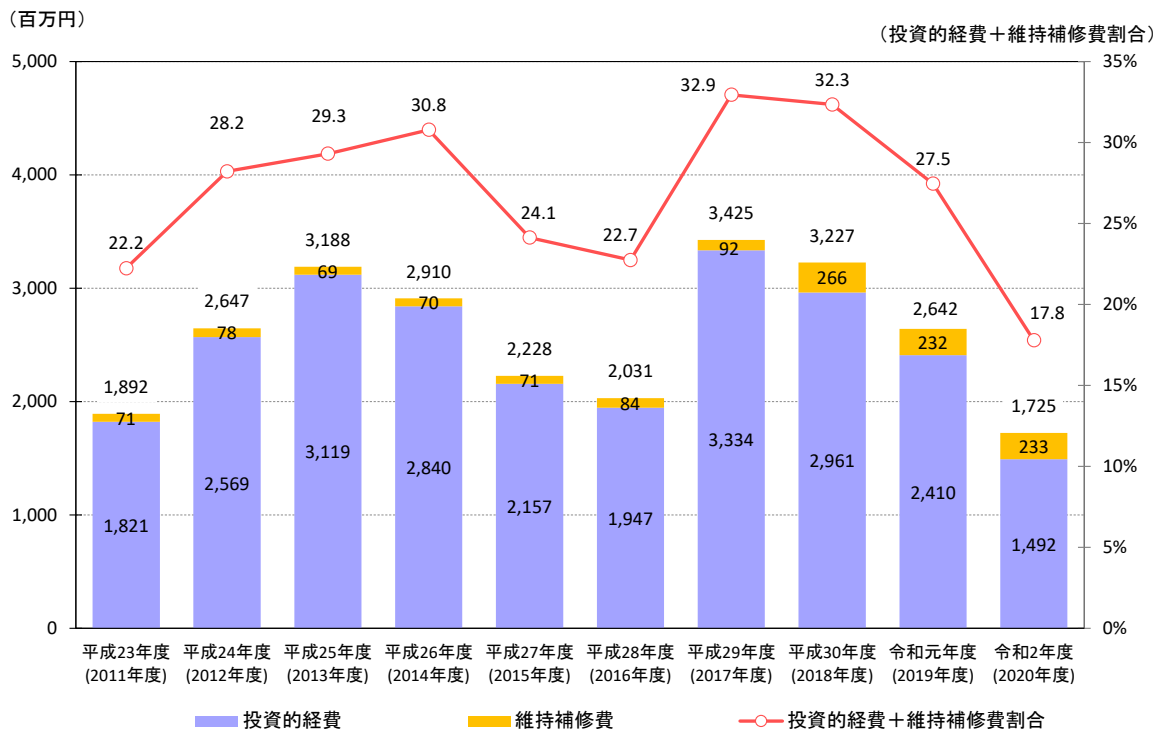
※百万円未満は四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合があります。

(3) 投資的経費及び維持補修費

投資的経費及び維持補修費の合計額は、平成23年度から令和2年度までの間で約17億3千万円から約34億3千万円で推移しており、平均は25億9千万円となっています。

投資的経費及び維持補修費の合計額を歳出総額に占める割合でみると、平成23年度から令和2年度までの平均で27.0%となっており、歳出への影響は大きい状況です。

【投資的経費及び維持補修費の推移】



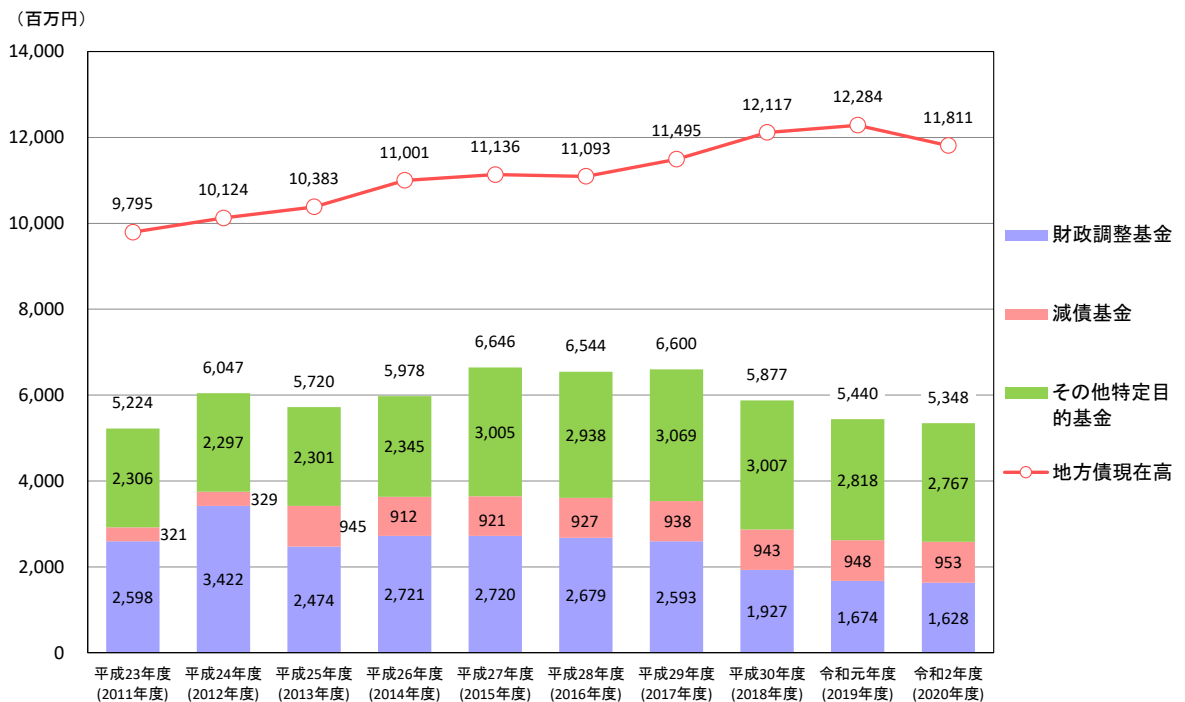
※百万円未満は四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合があります。

(4) 基金残高及び地方債現在高

基金残高は平成29年度の約66億円から減少傾向にあり、令和2年度には約53億5千万円となっています。令和2年度の内訳をみると、財政の健全運営に向けた基金である財政調整基金が30.4%、減債基金が17.8%で、その他特定目的基金が51.8%を占めている状況です。

一方、地方債現在高は平成23年度から増加傾向で推移していましたが、令和2年度は前年と比べて若干減少し、118億1千万円となっています。

【基金残高及び地方債残高の推移】



※百万円未満は四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合があります。

5. 現状及び課題に関する基本認識

(1) 人口減少の進展

人口ビジョンや総合計画に掲げる諸施策により、人口減少の抑制を図ることは引き続き求められます。しかしながら、現状及び当面の将来、さらには諸施策が効果を発揮し得なかった場合において、人口減少を現実として受け入れなければなりません。人口減少対策としての諸施策に工夫を凝らし、その成果に期待しつつも、厳しい将来予測が現実化する事態も想定することが求められます。

(2) 施設の老朽化

建物系施設については築30年を経過した建物が全体の46.0%もあり、近い将来にこれらは大規模改修の時期を迎えます。一方で社会情勢の変化に伴い建物系施設に求められる役割も変化しており、こうした需要の変化に適応していくことも求められます。

また、インフラ施設については、円滑な都市機能を支えるため安全かつ恒久的な整備が必須です。しかしながらその更新等に要する費用は非常に大きなものとなることが予想されるため、どれだけコストを削減できるのかが重要な課題となっており、適切な計画に基づく効率的な維持管理が求められます。

(3) 今後予想される厳しい財政状況

社会保障関係経費の増加や生産年齢人口の減少に伴い、これまで以上に厳しい財政状況が予想されます。

この状況に対応していくためには、公共施設の長寿命化を推進し、財政負担の軽減と平準化を図るとともに、既存の公共施設の有効活用や新規整備の抑制、統合(集約、複合化、転用)・廃止等による総量の最適化に取り組むことが必要です。

さらに、維持管理方法の見直しや指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入によるライフサイクルコストの縮減と併せ、既存事業の見直し、使用料の適正化による財源の確保等を推進していくことも求められます。

(4) 脱炭素化への対応(地球温暖化対策の推進)

国内外における脱炭素化の流れを受け、令和3年9月に本町においても令和32年(2050年)までに実質的なカーボンニュートラルの達成を目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

一般に建設費が高く耐用年数が高い公共施設の脱炭素化を効率的に推進するためには、改修や修繕の時機に合わせて再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギー化に取り組むことが必要となります。

また、公共施設の維持管理ランニングコストの低減を図るなど持続可能性を高める取組が求められます。

第3章 公共施設等の将来の見通し

1. 公共施設

現在保有又は管理している全ての公共施設を維持すると仮定した場合の、大規模改修・更新にかかる将来の費用(推計期間である今後40年間分)を算出します。

なお、各施設の大規模改修・更新に係る将来の費用(以下「将来費用」という。)は、以下の条件で算出します。

◆対象費用

- ・大規模改修費、更新費、維持管理費

◆算出方法

- ・公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の算出方法に準じます。
※施設ごとに、「更新年数・大規模改修時期」に達した時点で、延床面積に「単価表」に示すそれぞれの単価を乗じ、40年間における総額を算出しています。

◆単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

分類	大規模改修 (万円/㎡)	更新(建て替え) (万円/㎡)
町民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅等	17	28
公園	17	33
その他公共施設	25	40

(1) 基準パターンの推計

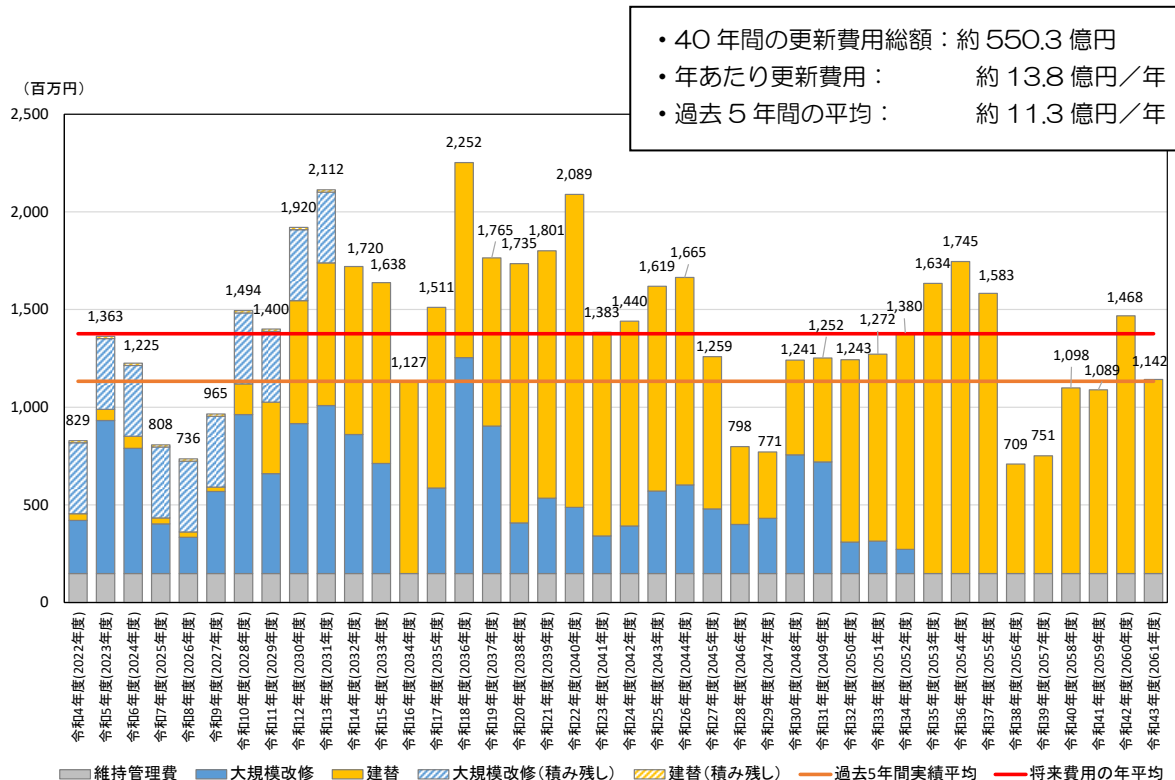
《建て替え及び大規模改修の時期》

- ◆建て替え:建設後60年で更新(建て替え)を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を3年間に分割します。
- ◆大規模改修:建設後30年で大規模改修を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を2年間に分割します。
※建設時からの経過年数が31年以上50年までのものについては今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より51年以上経ているものについては建て替えの時期に近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えると仮定します。

基準パターンにおける公共施設の大規模改修及び建て替え費用を試算した結果、今後40年間で合計約550.3億円、年平均では約13.8億円/年になると見込まれます。

過去5年間の普通建設事業費(単独)及び維持補修費のうち、公共施設分の平均額は約11.3億円であるため、年あたり約2.5億円不足する見込みとなり、掛かる費用の約18%の縮減が必要となります。

■公共施設の更新費用推計結果



(2) 長寿命化パターンの推計

《建て替え及び大規模改修の時期》

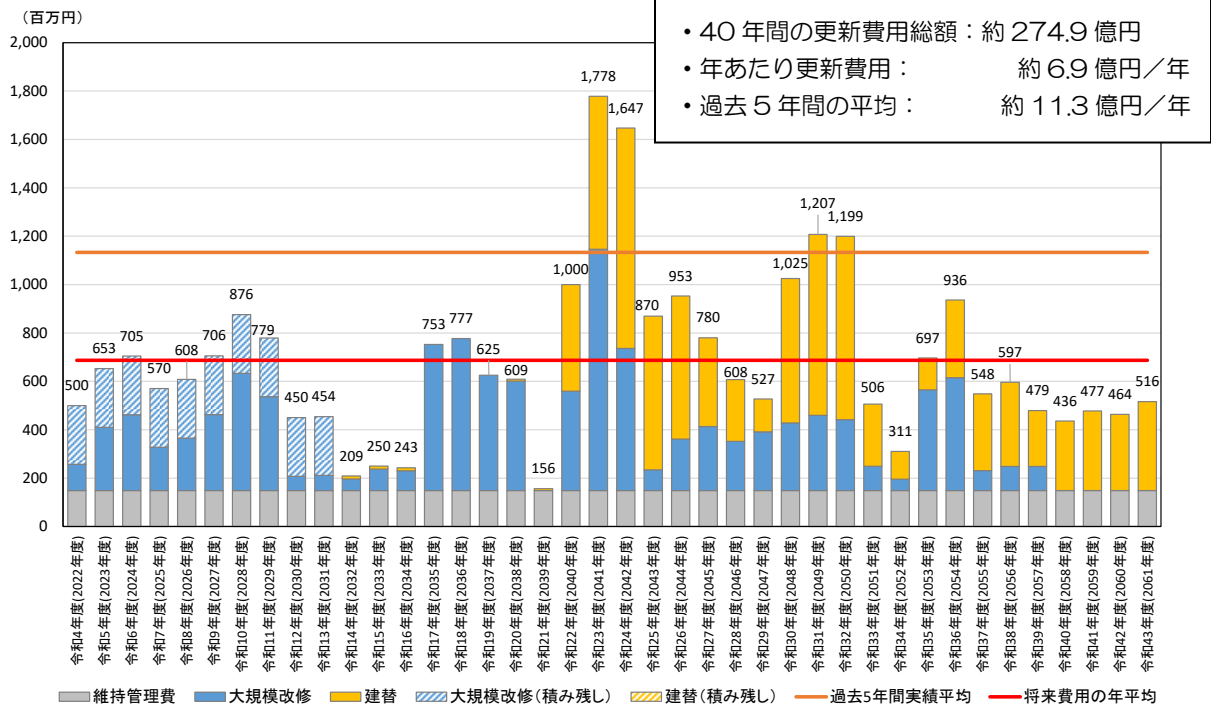
- ◆建て替え:建設後70年で更新(建て替え)を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を3年間に分割します。
※休止中施設など今後建て替えを予定していない施設に関しては建て替えの対象外とします。
- ◆大規模改修:建設後35年で大規模改修を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を2年間に分割します。
※建設時からの経過年数が36年以上60年までのものについては今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より61年以上経ているものについては建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに70年を経た年度に建て替えると仮定します。

建て替えを行う予定の施設に関して、建て替え時期を10年延長した長寿命化パターンにより公共施設の大規模改修及び建て替え費用を試算した結果、今後40年間で合計約274.9億円となり、基準パターンによる試算結果と比べて約50%(約275.4億円)の縮減を図ることができます。

また、長寿命化パターンの試算結果を年平均で見ると約6.9億円/年となり、基準パターンの50%が縮減され、過去5年間の平均額である約11.3億円を下回る結果となります。

長寿命化パターンにおいても令和23年度及び令和24年度には更新費用の大きなピークができてしまうため、大規模改修及び建て替えを行う年度の平準化が必要となります。

■公共施設の更新費用推計結果



2. 道路

(1) 基準パターンの推計

現在管理している全ての道路を補修すると仮定した場合の、補修にかかる将来の費用を算出します。

◆対象費用

- ・道路補修費

◆算出方法

- ・公共施設等更新費用試算ソフト(総務省提供)の算出方法に準じます。
- ・整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新費用を算出します。

◆単価表

分類	更新単価(円/㎡)	分類	更新単価(円/㎡)
1級町道	5,500	農道	5,500
2級町道	5,500	林道	5,500
その他の町道	5,500		

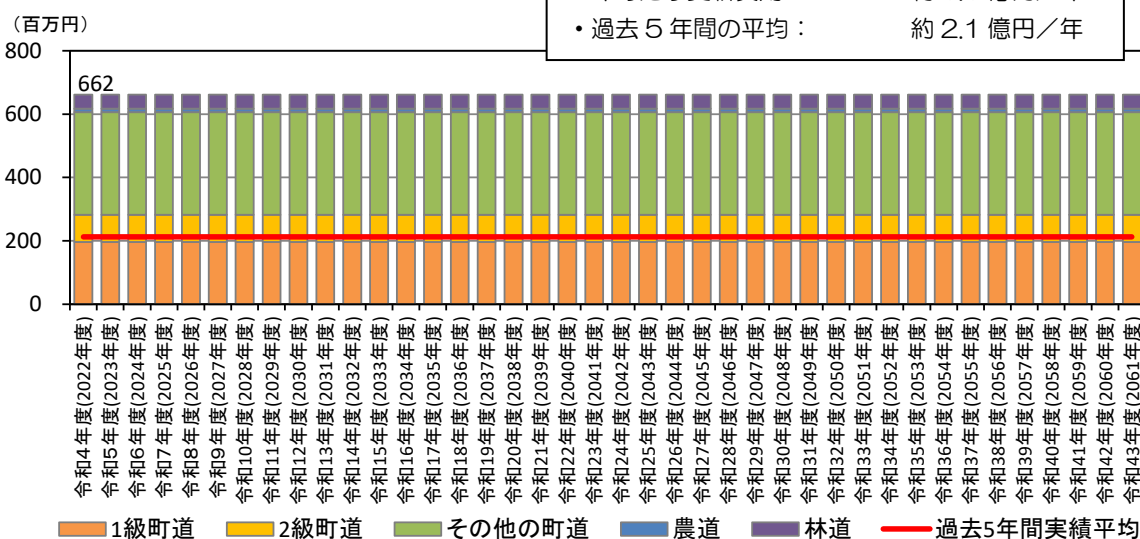
◆更新年数

- ・公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である15年とします。

試算結果は、今後40年間で合計約264.8億円、年平均で約6.6億円/年になると推計されます。

過去5年間の実績平均は約2.1億円/年であり、推計値は実績平均と比べて約4.5億円/年の不足となります。

■道路の補修費用推計結果



(2) 長寿命化パターンの推計

過去の道路補修にかかった費用の実績を基に、補修にかかる将来の費用を算出します。

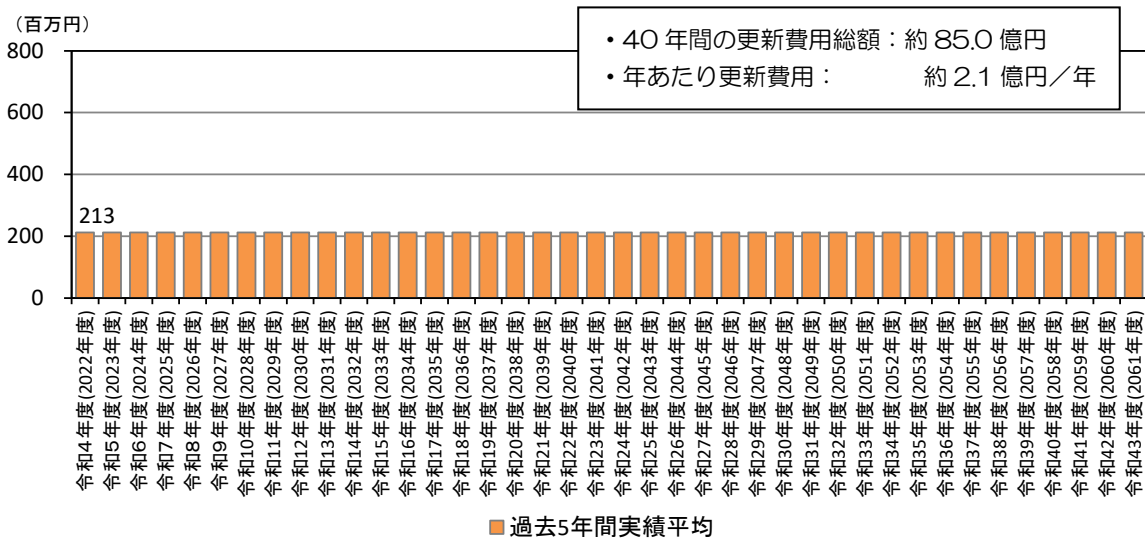
◆対象費用
・道路補修費

◆算出方法
・過去5年間に道路更新・補修にかかった平均費用が今後も継続すると仮定して算出します。

試算結果は、今後40年間で合計約85.0億円、年平均で約2.1億円／年になると推計され、基準パターンの更新費用総額と比較すると約68% (約179.8億円) の縮減となります。

更新年数を15年とすると管理している全ての道路を更新することができないため、必要に応じて小修繕を行いながら、交通量や路面の劣化状況、重要度などから総合的に判断し、更新する路線の優先度を決定する必要があります。

■道路の補修費用推計結果



3. 橋梁

(1) 基準パターンの推計

現在管理している全ての橋梁を架け替えると仮定した場合の、将来の費用を算出します。

◆対象費用
・更新費

◆算出方法
・公共施設等更新費用試算ソフト(総務省提供)の算出方法に準じます。

◆単価表

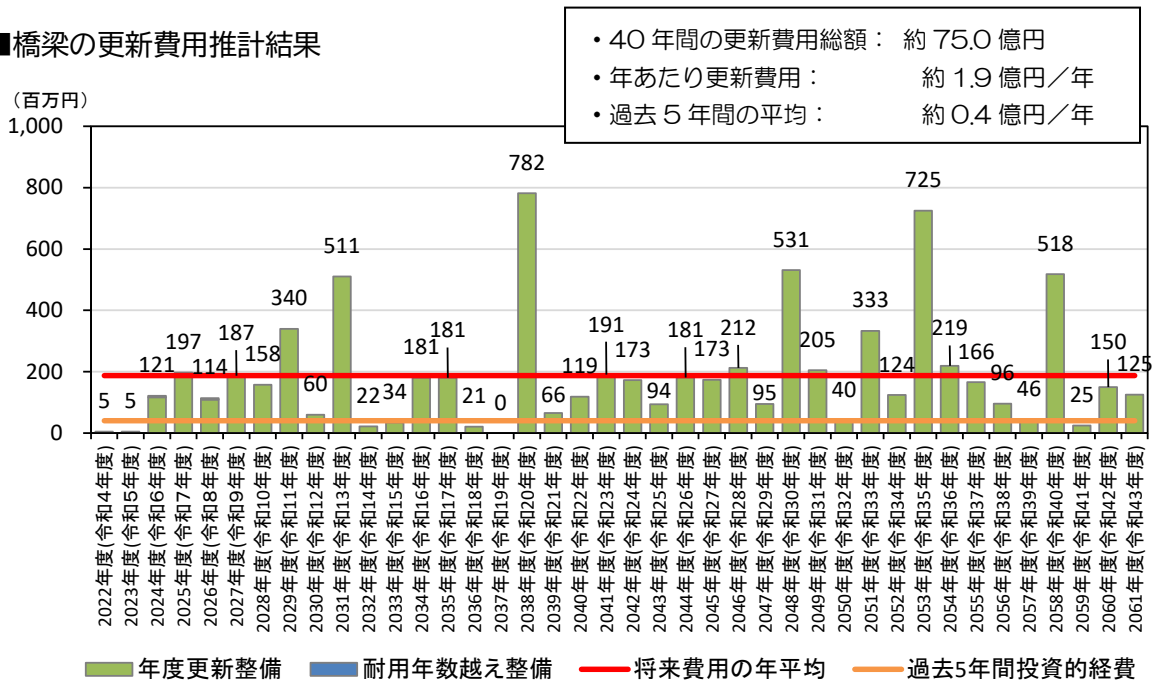
分類	更新単価(千円/m ²)
PC橋	425
鋼橋	500

◆更新年数
・公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である60年とします。

全ての橋梁を更新すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で合計約75.0億円、年平均では1.9億円/年になると推計されます。

過去5年間の実績平均は約0.4億円/年であり、推計値は実績平均と比べて約1.5億円/年の不足となります。

■橋梁の更新費用推計結果



(2) 長寿命化パターンの推計

現在管理している全ての橋梁を架け替えると仮定し、更新年数を10年延長した場合の将来の費用を算出します。

◆対象費用

- ・更新費

◆算出方法

- ・公共施設等更新費用試算ソフト(総務省提供)の算出方法に準じます。

◆単価表

分類	更新単価(千円/m ²)
PC橋	425
鋼橋	500

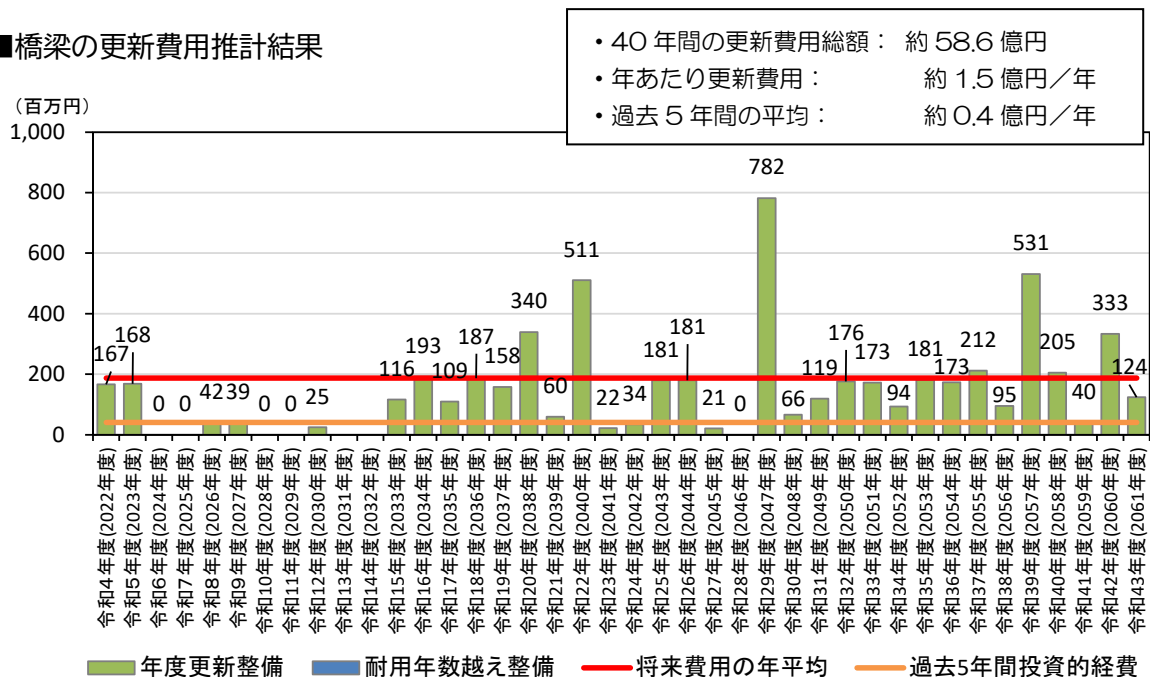
◆更新年数

- ・公共施設等更新費用試算ソフトの初期値を10年延長し、70年とします。

橋梁の更新年数を10年延長した場合の試算結果は、今後40年間で合計約58.6億円、年平均では1.5億円/年になると推計され、基準パターンと比べて約22%(約16.4億円)の縮減を図ることができます。

しかし、過去5年間の実績平均は約0.4億円/年で年あたり1.1億円不足するため、更新を行う橋梁の選別などの対策が必要となります。

■橋梁の更新費用推計結果



4. 上水道施設（上水道、簡易水道、営農用水）

（1）基準パターンの推計

現在管理している上水道、簡易水道、営農用水の全ての管路と建築物を更新すると仮定した場合の、更新にかかる将来の費用を算出します。

◆対象費用

- ・管路：管路の更新費
- ・建築物：大規模改修費、更新費

◆算出方法

- ・管路：公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の「管径別年度別延長による算定方法」に準じます。
- ・建築物：公共建築物に準じて算出しています。

◆単価表

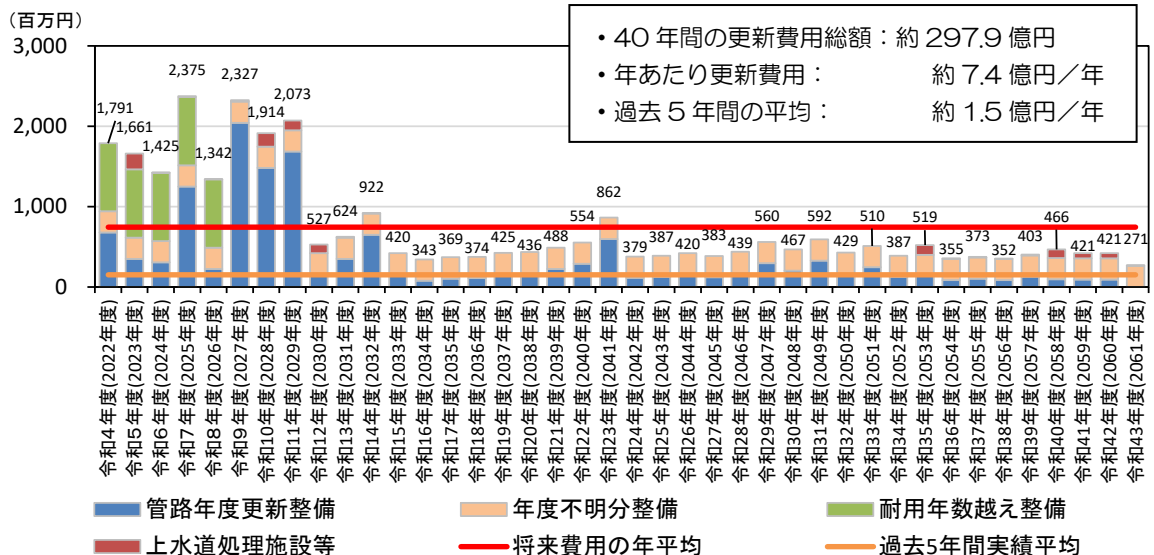
管種	更新単価 (千円/m)	管種	更新単価 (千円/m)	管種	更新単価 (千円/m)
導水管	100	送水管	100	配水管	97

◆更新年数

- ・建築物は30年で大規模改修、60年で更新することとします。
- ・耐用年数を超過している建築物は今後5年間で均等に費用負担を配分することとします。
- ・管路は公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である40年とします。

全ての管路と建築物を更新すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で合計約297.9億円、年平均では約7.4億円／年に上ると推計されます。そのため、今後は過去5年間の実績平均の約1.5億円を大きく上回る費用が必要になると考えられます。

■上水道施設（上水道、簡易水道、営農用水）の更新費用推計結果



(2) 長寿命化パターンの推計

現在管理している上水道、簡易水道、営農用水の建築物の更新年数を10年延長し、管路は直近の布設替えの計画を基に将来の費用を算出します。

◆対象費用

- ・管路:管路の更新費
- ・建築物:大規模改修費、更新費

◆算出方法

- ・管路:上水道は今後10年間に予定している管路布設替えの平均費用が今後も継続すると仮定して算出します。また、簡易水道、営農用水道は基準パターンにより算出します。
- ・建築物:公共建築物に準じて算出しています。

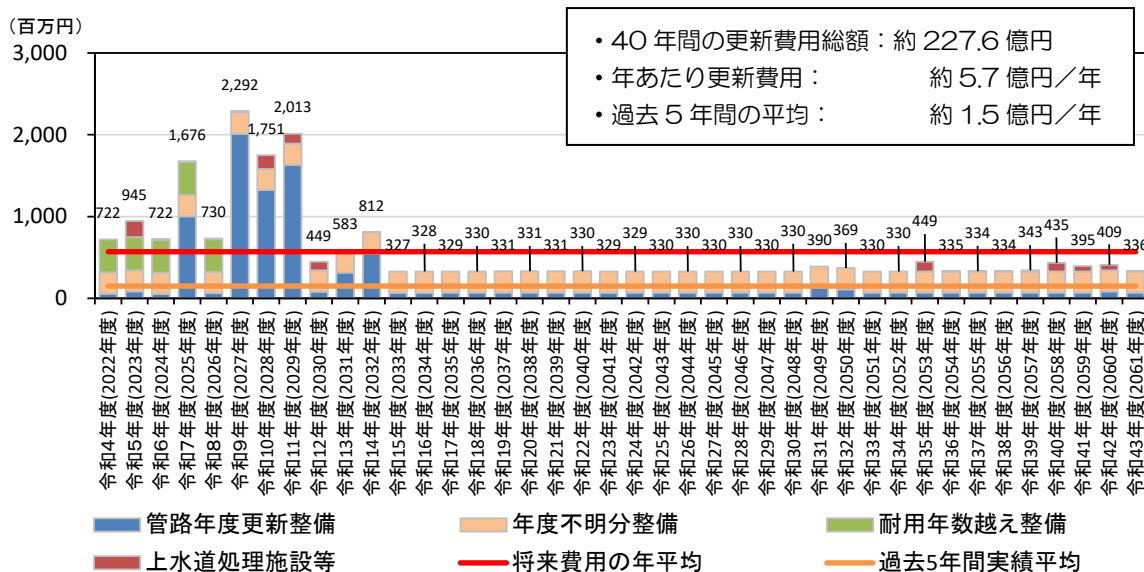
◆更新年数

- ・建築物は35年で大規模改修、70年で更新することとします。
- ・耐用年数を超過している建築物は今後5年間で均等に費用負担を配分することとします。

試算結果は、今後40年間で合計約227.6億円、年平均で約5.7億円／年になると推計され、基準パターンの更新費用総額と比較すると約24%(約70.3億円)の縮減となります。

年平均で見ると、過去5年間の実績平均の約1.5億円を大きく上回る費用が必要になると考えられることから、管路の老朽度や漏水調査の結果等を勘案しながら、布設替えを行う管路の優先順位を決定することが必要になります。

■上水道施設(上水道、簡易水道、営農用水)の更新費用推計結果



5. 下水道施設

(1) 基準パターンの推計

現在管理している下水道の全ての管路と施設を更新すると仮定した場合の、更新にかかる将来の費用を算出します。

◆対象費用

- ・管路：新設費、更新費
- ・建築物：大規模改修費、更新費

◆算出方法

- ・管路：公共施設等更新費用試算ソフト(総務省提供)の「管径別年度別延長による算定方法」に準じます。また、新設分は直近の敷設計画が今後も継続すると仮定します。
- ・建築物：公共建築物に準じて算出しています。

◆単価表

管種	更新単価(千円/m)
コンクリート管	300
塩ビ管	124

◆更新年数

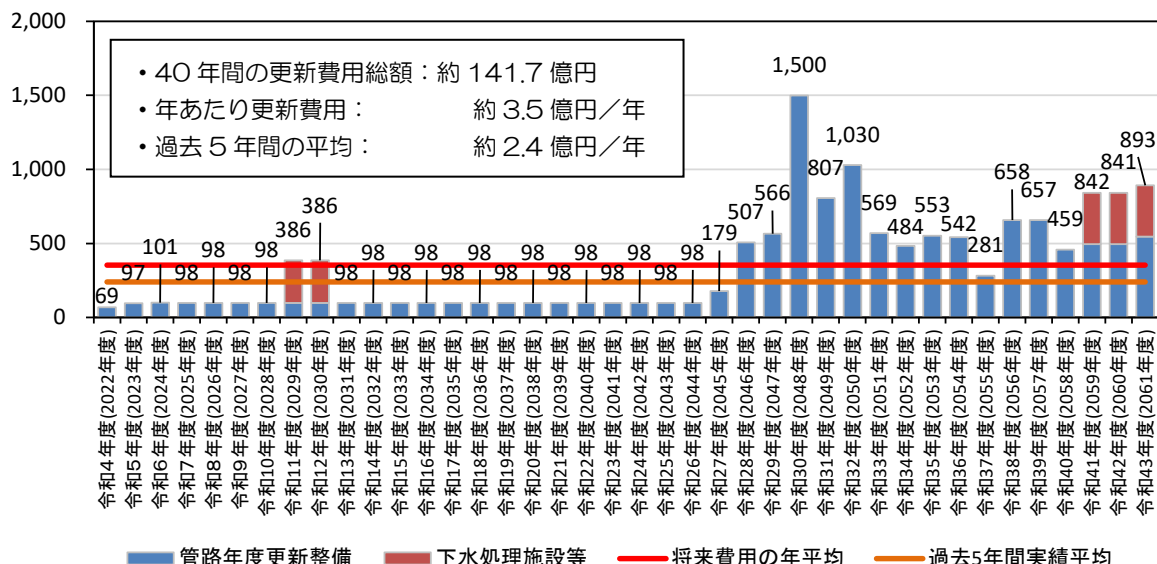
- ・建築物は30年で大規模改修、60年で更新することとします。
- ・管路は公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である50年とします。

下水道施設の全ての管路と建築物を更新すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で合計約141.7億円、年平均では約3.5億円／年に上ると推計されます。

過去5年間の新規整備分を含めた実績は約2.4億円／年であるため、年あたり約1.1億円不足する見込みとなり、掛かる費用の約31%の縮減が必要となります。

■下水道施設の更新費用推計結果

(百万円)



(2) 長寿命化パターンの推計

現在管理している下水道の全ての管路と施設を更新すると仮定した場合の、更新にかかる将来の費用を算出します。

◆対象費用

- ・管路：新設費、更新費
- ・建築物：大規模改修費、更新費

◆算出方法

- ・管路は、公共施設等更新費用試算ソフト(総務省提供)の「管径別年度別延長による算定方法」に準じます。また、新設分は直近の敷設計画が今後も継続すると仮定します。
- ・建築物は、公共建築物に準じて算出しています。

◆単価表

管種	更新単価(千円/m)
コンクリート管	300
塩ビ管	124

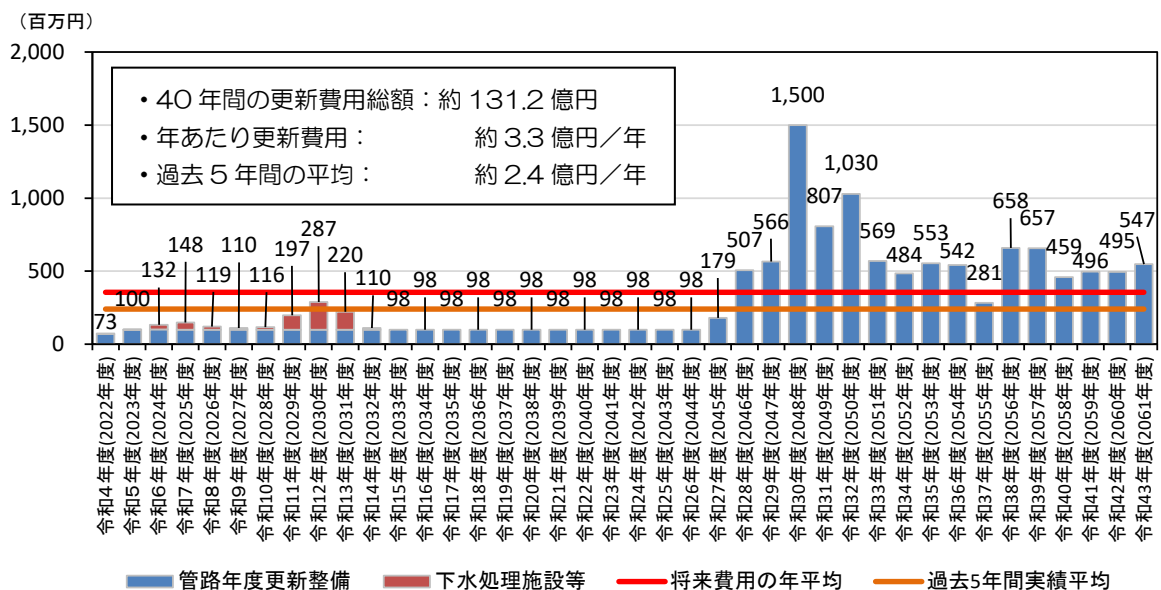
◆更新年数

- ・建築物は35年で大規模改修、70年で更新することとします。
- ・管路は公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である50年とします。

試算結果は、今後40年間で合計約131.2億円、年平均で約3.3億円/年になると推計され、基準パターンの更新費用総額と比較すると約7%(約10.5億円)の縮減となります。

過去5年間の新規整備分を含めた実績は約2.4億円/年であるため、年あたり約0.9億円不足する見込みとなり、掛かる費用の約27%の縮減が必要となります。

■下水道施設の更新費用推計結果



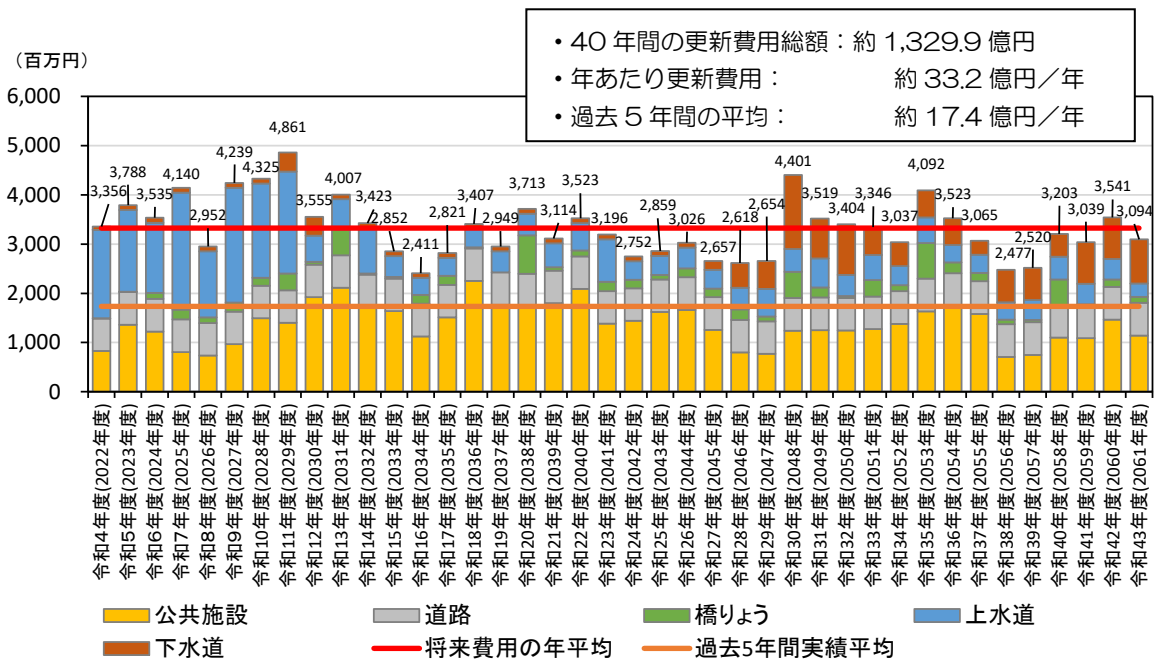
6. 維持管理・更新等にかかる経費の見通し

公共施設等にかかる将来費用の総額は、公共施設の試算を基準パターンとした場合、40年間の更新費用総額は約1,329.9億円、年平均では約33.2億円／年と推計されます。

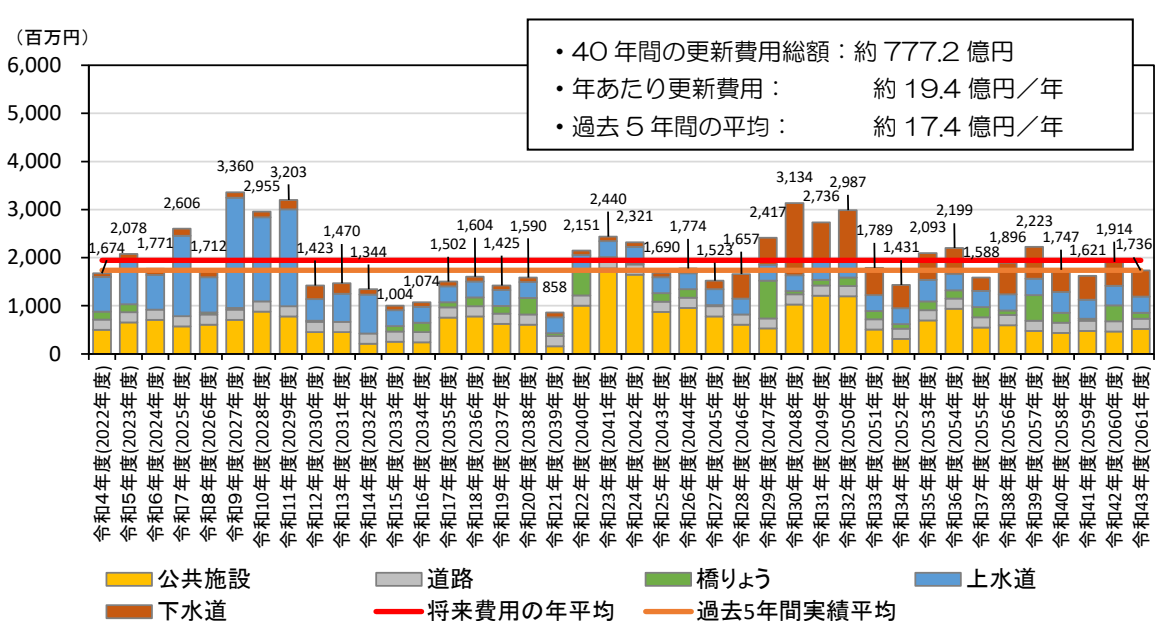
長寿命化パターンとした場合の40年間の更新費用総額は約777.2億円、年平均は約19.4億円と推計されます。

長寿命化パターンにおける年あたりの更新費用は過去5年間の実績(約17.4億円)を上回る結果となっており、将来は耐用年数を超えて利用する施設が多くなることから、老朽化状況などを勘案しながら安全に利用できるように配慮することが今後求められます。

■公共施設等にかかる将来費用の推計結果(基準パターン)



■公共施設等にかかる将来費用の推計結果(長寿命化パターン)



第4章 公共施設等の管理に関する基本方針

1. 全体目標の設定

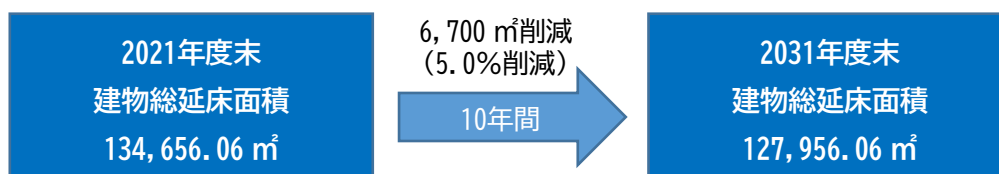
本町の公共施設等における現状と課題及び施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定します。ここでは、建設系施設とインフラ系施設に大別した上で検討を行います。施設の特性に応じた、総合的かつ計画的な管理運営を推進することで、将来の更新費用及び維持コストの削減を目指します。

なお原則として、施設分類ごとにこれまで個別に策定されている耐震計画や長寿命化計画との整合性を図ることとします。

(1) 施設・建物の目標

①施設総量(総床面積)について

将来の人口動向や財政動向を踏まえ、新規の公共施設(建物)は供給量を適正化することとし、公共施設の統合・廃止、規模縮小について継続的に検討・実行を進めることにより、保有する公共施設の全体面積を、今後10年間でおよそ5.0%削減することを目標とします。



②新規整備や施設の更新・建て替え・集約化について

単独施設での新規整備はその用途や必要性を慎重に検討した上で決定します。また、改築や改修する場合も、施設の統廃合・複合化・多機能化を基本とすることで、施設の管理運営費の削減を目指します。さらに、特定の地区住民や特定団体などに利用者が固定化している施設については、関連団体等への移転や譲渡等を検討します。

利用率が極めて低い公共施設や、老朽化して実質的に遊休化している施設については、その機能を移転した上で、除却、売却又は貸付等を検討します。

③施設の維持及び管理運営コストについて

管理運営については、地域住民や団体による協力など民間のさらなる活用を検討します。指定管理者制度の導入についても、メリット・デメリット等を把握した上で、必要に応じて検討します。機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを削減させることに取り組みます。

④温室効果ガス排出量の削減について

令和32年(2050年)に実質的なカーボンニュートラルの達成を目指すことを長期目標に据え、国が掲げた令和12年(2030年)における温室効果ガス排出量の平成25年比46%削減などに関する取組の動向を注視しながら、本町が果たすべき役割を考慮し、温室効果ガスの排出削減に取り組めます。

(2) インフラの目標

インフラについては既に個別に定める長寿命化計画や点検結果等に従い、維持管理、修繕、更新、取り壊し等を進めていきます。

①投資の方向性について

単純な新設等への投資はできるだけ抑えることとし、既存施設に係る維持管理については、安全機能の確保を最優先にし、計画的に改修を行っていきます。

②コストの縮減について

安全に配慮しつつも適切な整備を行うことで、長寿命化を可能な限り図ることとします。また、計画的かつ効率的な改修・更新を推進し、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

2. 維持管理にあたっての基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

日常点検と定期点検・臨時点検などを必要に応じて実施するとともに点検履歴を記録し、施設の老朽化対策に活用します。点検にあたっては、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を中心に診断を実施します。また、施設の長寿命化を図るために、快適性や環境負荷の影響等についても評価を実施します。

【点検・診断等に必要な知識・技術】

業務分野等			方針
施設	業務	知識・技術を求める対象	
橋梁	点検	担当技術者	橋梁の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術。
	診断	担当技術者	橋梁の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術。
トンネル	点検	担当技術者	トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路トンネルの定期点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術。
	診断	担当技術者	トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路トンネルの定期点検要領に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術。
管路施設	点検・診断 ※点検は調査に相当	管理技術者	下水道管路施設の調査・診断業務の実施にあたり、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な調査・診断手法により、異常の程度を適切に評価する技術及び、調査結果を基に、緊急度等を適切に判断する能力・技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力。
		担当技術者	下水道管路施設の調査・診断業務の実施にあたり、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、機械器具等の的確な操作及び異常箇所を記録する能力、技術。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。

修繕や小規模改修に対しては、建物の所管課による役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を維持するとともに、建物の環境を常に衛生的な状態に維持するため、清掃をこまめに行い、快適性を高めます。

また、維持管理及び修繕内容の管理を計画的・効率的に行うことによって、費用を平準化し、トータルコストの縮減を目指します。

②更新等の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生する度に対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。また、法改正により既存不適格建築物となるケースを避けるためにも、適法性を一元で管理できるしくみを検討します。

【適法性の主な管理項目】

業務分野等		法令・内容等
業務	知識・技術を求める対象	
関連法規適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、公共工事品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
	消防に関する法令	消防法
	環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法、地球温暖化対策の推進に関する法律
	不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	条例	各種関連条例
定期検査の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
	建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化についての検討を行います。

また、省エネルギー化を図るための施設の改修工事等には高額のコストがかかるため、通常の改修工事や設備更新の時機に合わせて省エネルギー化の改修工事等を実施するなど、費用対効果が高い方策を検討します。

施設の長期修繕の計画策定については、統廃合や複合化に関して、町の推進方針との整合を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保するだけでなく、資産や情報の保全もその目的の一つです。また万一の災害に遭遇したときには、被害を最小限に留め、速やかに復旧する体制を平時から整えるための備えも求められています。施設の安全性及び耐用性の観点から、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全に係る安全確保に努めます。

インフラにおいては、施設の自然災害及び経年劣化による構造躯体、仕上材及び付帯設備の重大な不具合及び崩壊・崩落に対する安全性の確保が求められています。危険性が認められた施設については、安全性評価の内容に沿って、安全確保のための改修を実施します。

【施設の安全確保に係る項目(安全性についての評価項目)】

安全性についての評価項目			建築系公共施設	土木系公共施設
中項目	小項目	評価内容		
敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無	・液状化・活断層・有・無
		土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
		浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
	敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域・有・無	・道幅
		緊急自動車接近	・道幅	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無
		地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無	・消防設備(1類・2類・3類)・有・無
建物・構造物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度	・基礎の安全要件の満足度
		常時床荷重	・許容床荷重・超過	・上載床荷重・超過
	耐震安全性	建設年	・1981年6月以前	・最新の建築指示方書の改定年
		耐震診断	・Is値>0.6/0.6>Is値>0.3/0.3>Is値	・各階で、最新の建築指示方書の基準による
		耐震補強	・要・不要	・要・不要
		耐震等級	・等級	・耐震性能1~3
耐風安全性	耐風等級	・等級	・風荷重の検討	
対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度	・浸水に対する安全要件の満足度	
火災安全性	対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度	・落雷に対する安全要件の満足度
	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能	・防火対策
	避難安全性	避難路確保	・避難路確保	・避難路確保
	消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用出入口・窓空空地・防火設備・防火用水確保	・非常用出入口・防火設備
生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無 ・飛散性・非飛散性のPM _{2.5} 排除状況	・有・無
		空気質安全性の確保	・PM ₁₀ デビット・H ₂ O・ホルムアルデヒド・PM _{2.5} ・スルホン酸イオン・スルホン酸イオン放出速度	・PM ₁₀ デビット・H ₂ O・ホルムアルデヒド・PM _{2.5} ・スルホン酸イオン放出速度
	水質安全性	水質検査	・有・無	・有・無
		水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
	傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
		落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度	・落下物防止に対する安全要件の満足度
		危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
	有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のPM _{2.5} 排除状況(年代・部別)	・PM _{2.5} 排除
		PCB排除	・トラス・蛍光灯・シーリングからPCB排除状況(年代・部別)	・トラス・蛍光灯・シーリングからPCB排除状況(年代・部別)
		フロン・H ₂ O対策	・冷媒・断熱材からフロン・H ₂ O排除状況	・冷媒・断熱材からフロン・H ₂ O排除状況
		CCA対策	・木造土台のCCA・有・無	
	公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度	・日照・通風障害防止要件の満足度
風害防止性		・風害防止要件の満足度	・風害防止要件の満足度	
電波障害防止性		・電波障害防止要件の満足度	・電波障害防止要件の満足度	
騒音・振動・悪臭防止性		・音・振動・悪臭防止要件の満足度	・音・振動・悪臭防止要件の満足度	
障害防止性		・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度	
外構の維持保全		・外構の維持保全要件の満足度		

(出典: FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版))

【施設の安全確保に係る項目(耐用性についての評価項目)】

耐用性についての評価項目			建築系公共施設	土木系公共施設	
中項目	小項目	評価内容			
耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%	・経過年数の%	
		耐用年数(償却)	・法的耐用年数	・法的耐用年数	
	耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数(60年)と築年の差	・構造耐用年数と経過年の差	
		外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数(40年)と改修年の差		
付属設備耐久性		・設備耐用年数(20年)と改修年の差	・設備耐用年数と改修年の差		
不具合現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況	・排水不良、雑草有無、落下、ひび割れ、亀裂、損傷、欠損、腐食、沈下、脱落、磨耗、ゆるみの状況	
		土台	・腐れ、欠損の状況		
		柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌剥れ、ゆるみの状況		
	外部仕上不具合	屋根	・排水不良、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況		
		外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況		
		窓枠、サッシ、ガラス	・腐れ、ゆるみ、落下、パテ・シールグの状況		
	内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌剥れ、剥落、落下・有・無		
		内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無		
		床	・割れ、剥がれ、変色・有・無		
	付帯設備	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況		・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
	不具合	広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況		・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
	建築設備	電気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況		・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
		不具合	給排水衛生設備機器本体		・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
空調換気設備機器本体			・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	
搬送設備機器本体			・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	
その他設備機器本体			・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	

(出典: FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版))

(4) 耐震化の実施方針

本町では、耐震改修対象建築物に関して耐震診断及び耐震補強工事等を完了しています。

町有建築物は、平常時における住民利用の安全性はもとより、災害時の拠点施設としての機能保持の観点からも耐震性の確保が強く求められているため、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性(耐震性)についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時を想定した十分な施設維持管理に努めます。

また、今後耐震化を進める必要のあるインフラ施設として水道施設の管路があります。今後の敷設替えの際には費用面を考慮しながら、耐震適合性のある管の採用を順次進めていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

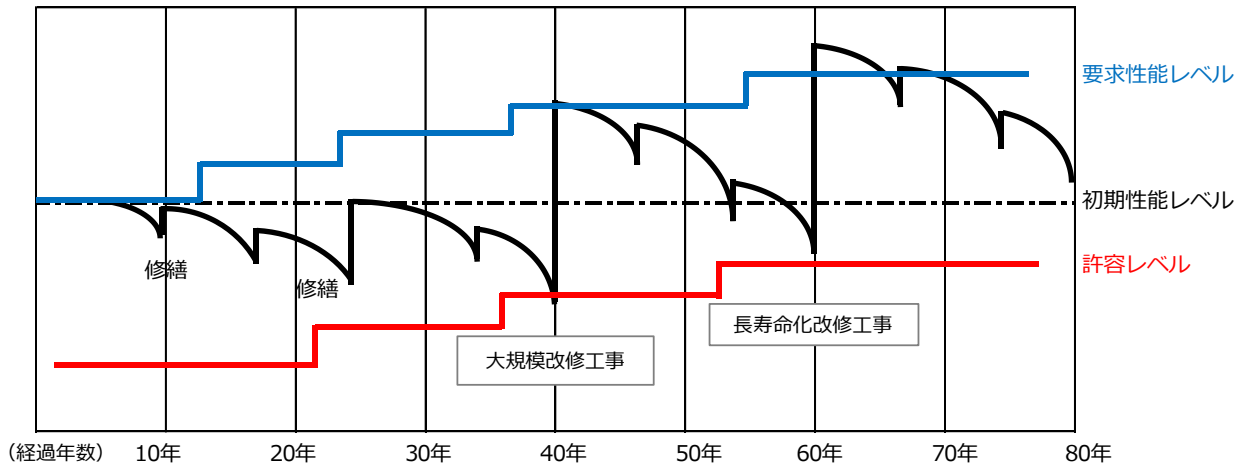
点検・保守・修繕、清掃を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状態に保ち、さらに定期的な施設診断によって、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正する「総合的かつ計画的な管理」に基づいた予防保全を行うことにより、公共施設等の長期使用を図ります。

そのために、現在ある公共施設等の健康状態を把握するための施設診断の実施を検討します。施設には計画的な保全が求められますが、一般的に建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができますが、40年を経過すると、点検・保守による修繕・小規模改修工事では性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。

また、要求性能レベルは、時間が経つにつれてその後建てられた新築建造物と比較されることにより上昇します。すなわち、要求性能レベルのプラスの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

建て替え周期は、大規模改修工事を経て60年としますが、その時点で診断を行い、さらに使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用し、コストを削減することも検討します。

【長寿命化における経過年数と機能・性能の関係(イメージ)】



(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の長寿命化に加え、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい町有施設の実現を目指して、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

(7) 統廃合や廃止の推進方針

平成27年に閣議決定された『国土形成計画』にも、人口減少の本格化を見据えた公共施設等の集約化を図り、都市機能のコンパクト化を進めることも重要な視点として示されています。また、人口密度が高いほど行政コストは低下する傾向にあるという研究結果も示されており(日本の「稼ぐ力」創出研究会(経済産業省))、財政支出の効率化の観点からも統廃合が検討の時期にあることはいまでもありません。ただし、一律で集約化を行うと、施設の安全性や機能性・耐久性の観点を全く考慮しない施設への集約が起こる可能性が否定できず、結果として大幅な行政サービスの低下になることもあり得ます。

(参考:国土形成計画(平成 27 年8月 14 日閣議決定)より)

数十年続く人口減少過程においても持続可能な地域を維持・形成するためには、人口減少・高齢化への適応策として、地域自らが主体となって地域の構造を見直し、行政や医療・介護・福祉、商業、金融、燃料供給等生活に必要な各種サービス機能を一定の地域にコンパクトに集約化することによりこれらのサービスの効率的な提供を可能とする必要がある

(中略)

地域や国土の構造として、「コンパクト」のみでは不十分であり、各種サービス機能がコンパクトにまとまった地域と居住地域とが交通や情報通信のネットワークでつながることが重要である。数十年続く人口減少過程にあっても、ネットワークを強化し、サービス機能の圏域人口を維持することが、利便性の低下を回避する人口減少の適応策となる。さらに、一つの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、複数の地域が連携して役割分担を行い、あるいは中核的な機能を有する地域とつながり、地域間がネットワークで結ばれることによって、低次の機能から高次の機能まで必要な機能を楽しむことが可能となる

そこで、施設のコンパクト化は大前提になりますが、必要な機能を確保しつつ更新前と同等以下の施設規模とすることを基本とし、複合化等による総量削減を進めます。

このほか、近隣の施設との連携による施設の共用化や、民間施設の活用による建て替えに頼らない代替サービス提供の可能性を含め、幅広く検討する環境を整備します。

また、現在使用していない、又は将来の使用予定が確定していない資産については、売却処分等による積極的な有効活用を検討するほか、施設機能を維持したままでの民間や地区への移譲についても協議を進めます。

(8) 地球温暖化対策の推進方針

地球温暖化対策を推進するため、継続的に施設のエネルギー消費量や温室効果ガスの排出量を把握します。また、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を進めることによってエネルギーコストの削減や地域経済活動の活性化が期待されることから、温室効果ガスの排出量を削減する方策を可能な限り推進します。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理します。公共施設等に関する情報は、固定資産台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めます。

また、厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、インフラの大部分を単独で維持管理・更新等を的確に進めていくことは困難を伴うことが予想されます。

今後、将来にわたりインフラの維持管理・更新等を持続的に実施可能な体制を構築するため、技術力を有する職員を継続的に養成するとともに、専門的技術力を持つサービス提供者を含めた体制を構築します。

3. 保有する財産の活用や処分に関する基本方針

廃止した施設は、民間等への売却・貸付などを進めることとし、それらが見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺環境や治安に悪影響を及ぼさないよう配慮します。

また、用途廃止していないものの遊休状態が長く続き利用する見込みがない、利用率が低下しているなどの建築物についても、その機能を既存施設に集約するなどして放置することなく用途廃止を進め、上記と同様の措置を講じるものとします。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共施設

(1) 町民文化系施設（集会施設）

①主要施設の概要

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
上螺湾集会所	上螺湾126番地7	116.64	1977	旧	未実施	未実施
鷲府集会所	鷲府144番地5	96.39	1976	旧	未実施	未実施
はたらくものの憩の家	西町5丁目3番地9	323.19	1973	旧	未実施	未実施
紅葉橋地区多目的集会施設	中矢673番地1	282.30	1993	新	不要	不要
上利別基幹集落センター	上利別本町65番地	410.40	1975	旧	未実施	未実施
芽登集落センター	芽登本町241番地1	488.16	2019	新	不要	不要
喜登牛集落センター	喜登牛663番地1	145.80	1980	旧	未実施	未実施
上足寄集落センター	上足寄本町7番地10	170.10	1980	旧	未実施	未実施
上芽登集落センター	芽登1896番地	94.77	1981	新	不要	不要
茂足寄集落センター	茂足寄96番地4	97.20	1982	新	不要	不要
茂喜登牛集落センター	茂喜登牛1371番地2	129.60	1986	新	不要	不要
柏倉集落センター	茂喜登牛1530番地1	87.48	1992	新	不要	不要
中足寄集落センター	中足寄58番地5	332.91	1993	新	不要	不要
白糸集落センター	白糸71番地	154.71	1993	新	不要	不要
稲牛集落センター	稲牛172番地40	102.06	1994	新	不要	不要
上大誉地集落センター	大誉地324番地4	80.19	1994	新	不要	不要
大誉地集落センター	大誉地本町14番地5	220.27	2014	新	不要	不要
相和生活改善センター	愛冠14番地16	178.20	1976	旧	未実施	未実施
平和生活改善センター	平和124番地4	140.13	1977	旧	未実施	未実施
旭町母と子の家	旭町3丁目3番地	259.20	1973	旧	未実施	未実施
北区母と子の家	北5条1丁目31番地	320.76	1978	旧	未実施	未実施
郊南コミュニティセンター	郊南1丁目15番地5	158.15	1987	新	不要	不要
西町コミュニティセンター	西町7丁目3番地57	184.99	1991	新	不要	不要
緑栄コミュニティセンター	栄町2丁目135番地4	267.30	1998	新	不要	不要
南区コミュニティセンター	南5条2丁目8番地	267.50	2010	新	不要	不要
下愛冠コミュニティセンター	下愛冠3丁目3番地1	304.56	1972	旧	未実施	未実施
中島コミュニティセンター	南5条5丁目14番地	324.02	1976	旧	未実施	未実施
螺湾地区農作業管理休養施設	螺湾95番地1	97.80	1996	新	不要	不要
足寄町農業農村活性化施設 (らわん蒔の里)	螺湾本町7,9番地	704.70	2002	新	不要	不要

※建物が複数ある施設の延床面積は合計値を掲載し、他の項目は最も古い建物の情報を掲載しています。

②現状と課題

- 集会施設は地域住民の憩いの場、幅広い世代が交流できる場として、活用されており、昭和40～50年代に建築されたものが約半数を占めています。
- 建設年度の古い建物から優先的に計画的に建て替えを進めるとともに、屋根や外壁の塗装など修繕を行うことにより長寿命化を図っています。
- 集会施設の利用回数は、平均すると月に1度程度の利用に留まっている施設もありますが、選挙の投票所として指定されている場所や対象住民の自宅から10kmを超えるケースもあるほか、地震や洪水に加え雌阿寒岳噴火時避難所になっている場所もあります。

③管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- 集会施設は地域にとって必要な施設であり、普段の利用状況だけで集約化を判断することは難しいことから、将来的には地域の過疎化や高齢化の進展等の状況を踏まえつつ、地域住民の利用意向を考慮しながら集会施設の集約に向けた検討を進めます。

【管理運営の品質に関する方針】

- 日々の点検・診断・報告や維持管理については、管理を委託している地元団体(自治会)や利用している地域住民の協力を得ながら、継続的に行います。
- 建物のライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な外壁や屋根等の修繕並びに改修を行うことで、長寿命化を目指します。

(2) 社会教育系施設

①主要施設の概要

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
町民センター・図書館	南1条5丁目3番地	2,664.00	1983	新	不要	不要
郷土資料館	中足寄43番地12	1,231.50	1975	旧	未実施	未実施
足寄動物化石博物館	郊南1丁目29番地25	2,664.00	1997	新	不要	不要
生涯学習館	旭町1丁目38番地	1,647.95	1971	旧	未実施	未実施

※建物が複数ある施設の延床面積は合計値を掲載し、他の項目は最も古い建物の情報を掲載しています。

②現状と課題

- 多目的ホールや展示コーナーを有する町民センターは、文化芸術の拠点施設として位置づけられています。令和2年度に実施した大規模改修に伴って、図書室は図書館として生まれ変わり、司書の配置や4万5千冊もの蔵書を検索できる端末の設置など、より利便性の高い施設となっています。
- 平成10年に開館した足寄動物化石博物館は、町民の学習活動のみならず町外からも多くの来館者を受け入れています。平成22年度から指定管理者制度に移行し、管理運営の効率化と充実を図るとともに、化石発掘体験やバロックコンサートなど様々な企画により入場者は増加傾向にあり、令和元年度は年間2万8千人に到達しました。旧中足寄小学校に整備された郷土資料館は、毎年年間120人程度が利用しています。
- 生涯学習館は社会教育の推進と地域社会の生活文化の向上を図るために開放されており、地域の文化団体やスポーツ団体が体育館、工芸室、団体活動室などを使用していますが、建物の老朽化が進んでいることが課題となっています。

③管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- 町民センター・図書館は、芸術文化の拠点及び生涯学習の中核施設として基本的に維持します。
- 足寄動物化石博物館は道東の化石研究拠点施設としての認知が進んでおり、郷土資料館は町の歴史や発展の資料を保存していることから、基本的に現状を維持します。
- 生涯学習館は現状を維持します。

【管理運営の品質に関する方針】

- 町民の主体的な文化芸術活動の活性化や優れた文化芸術活動にふれる機会の拡充、生涯にわたって学び続けられる学習環境づくりのために、町民センター及び図書館の設備充実に努めます。
- 足寄動物化石博物館は、貴重な動物化石の適切な保存に必要な管理方法や体制構築に引き続き留意します。新たな来館者を増やすため、本施設独自の体験活動の充実に向けた管理運営体制の構築を検討します。郷土資料館は、資料の整理や展示の工夫等、効率的な運用に努めます。
- 日々の点検・診断・報告並びに維持管理については、指定管理者・委託者や施設利用者と協力し、継続的に行います。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

①主要施設の概要

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
里見が丘公園テニスコート管理棟	里見が丘7番地1	19.44	1983	新	不要	不要
里見が丘公園弓道場	里見が丘7番地1	183.17	1983	新	不要	不要
里見が丘公園レストハウス	里見が丘7番地1他	250.66	2017	新	不要	不要
里見が丘公園バーベキューハウス	里見が丘7番地1	297.78	2019	新	不要	不要
里見が丘公園バンガロー	里見が丘33番地	59.10	1985	新	不要	不要
里見が丘公園炊事場	里見が丘33番地	20.25	1989	新	不要	不要
里見が丘公園管理棟	常盤9番地	90.72	1996	新	不要	不要
足寄ウエタスキウイン公園東屋	北1条4丁目49番地2	34.00	2001	新	不要	不要
螺湾農村公園体験農園管理棟	螺湾本町9番地9	81.00	2001	新	不要	不要
芽登本町公園パークゴルフ場 バーベキューハウス	芽登本町15番地	54.76	1997	新	不要	不要
あしよろ銀河ホール21	北1条1丁目1番地	2,128.84	1994	新	不要	不要
多目的観光施設	北1条1丁目3番地1	135.81	2010	新	不要	不要
地域交流物産館	北1条1丁目1番地	122.57	2011	新	不要	不要
地域活性化施設	北1条1丁目1番地3	39.74	2016	新	不要	不要
オンネトー国設野営場休憩舎	茂足寄国有林内	173.14	2021	新	不要	不要
足寄町総合体育館	里見が丘7番地1	3,597.88	1990	新	不要	不要
足寄町温水プール	里見が丘9番地4	3,129.99	1993	新	不要	不要
スキー場リフト小屋	里見が丘17番地12	12.96	1992	新	不要	不要
スキー場監視小屋	里見が丘17番地	4.62	2021	新	不要	不要
スキー場休憩小屋	里見が丘17番地	13.20	1996	新	不要	不要
屋内ゲートボール競技場	南6条7丁目55,56番地	565.00	1986	新	不要	不要
上利別健康増進センター	上利別本町71番地	399.50	1987	新	不要	不要
芽登健康増進センター	芽登本町102,103番地	399.50	1988	新	不要	不要
螺湾老人健康増進センター	螺湾本町17番地1	399.50	1989	新	不要	不要
上足寄老人健康増進センター	上足寄本町10番地1	399.50	1990	新	不要	不要

※建物が複数ある施設の延床面積は合計値を掲載し、他の項目は最も古い建物の情報を掲載しています。

②現状と課題

- 里見が丘公園は、平成26年度に策定した「里見が丘公園再整備計画」に基づき公園内施設の整備を進め、遊戯広場の充実、総合体育館、温水プール及び野球場の改修などを行ってきました。
- 北海道ちほく高原鉄道「ふるさと銀河線」の足寄駅舎が前身の「あしよろ銀河ホール21」は、道の駅としてNPO法人あしよろ観光協会が運営しています。ショップ、レストランとコンサートや講演会など地域の交流の拠点となるホールからなります。隣接する敷地内には、足形工

房などが入る多目的観光施設とJAの直販施設などが入る地域交流物産館があります。建物は雨漏りが発生するなど老朽化している箇所も多く、今後も修繕が必要な状況です。

- 景勝地オンネトーの湖畔にあるオンネトー国設野営場の旧管理棟などは、平成元年に営林署より購入し、オンネトー茶屋として観光協会が管理運営してきましたが、現在は休止しています。令和3年度に休憩舎が新規整備されました。
- 町内公園内の建物については、里見が丘公園内の各種レクリエーション施設のほか、芽登本町公園バーベキューハウスや、足寄ウエタスキウイン公園東屋等が含まれます。なお、里見が丘公園の施設の一部管理を民間に委託しています。
- 屋内ゲートボール競技場は定期的に修繕を行っており、令和2年度には屋根の修繕を行い、令和4年度は人工芝の張り替えを予定しています。
- 各地区の健康増進センターは利用者数が減少してきており、実質的には休止中となっている施設が出てきています。

③管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- スポーツ施設やレクリエーション施設の数量は現状を維持します。
- 里見が丘公園は「里見が丘公園再整備計画」の見直し内容に基づき、今後は交流ゾーンの計画的な整備・充実を推進します。
- 地区の健康増進センターは、利用者の減少が顕著になってきていることや実質的に休止している施設もあることから、他地区との集約並びに近隣施設での機能代替等の方向性について検討します。

【管理運営の品質に関する方針】

- 日々の点検・診断・報告や維持管理を継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕及び改修を行うことで長寿命化を目指します。
- 里見が丘公園に関しては利用者へのサービスが重要となるキャンプ場やレクリエーション施設の運営については、民間ノウハウの活用、コスト削減の観点から指定管理者制度の導入も検討します。また、道教育委員会が管理する「ネイパル」の管理者との連携を密にすることを併せて検討します。
- 日々の点検・診断・報告や維持管理については、地域団体や利用者の協力を得ながら継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕並びに改修を定期的に行うことで、長寿命化を目指します。

(4) 産業系施設

①主要施設の概要

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
大規模草地育成舎	白糸146番地	1,725.73	2018	新	不要	不要
大規模草地前処理堆肥舎	白糸146番地	200.99	2005	新	不要	不要
大規模草地堆肥舎	白糸146番地	2,489.25	2005	新	不要	不要
大規模草地避難舎	白糸146番地	1,265.20	1970	旧	未実施	未実施
大規模草地バンカーサイロ	白糸146番地	1,368.60	1970	旧	未実施	未実施
大規模草地農機具格納庫	白糸146番地	195.22	1970	旧	未実施	未実施
大規模草地看視舎	白糸146番地	199.26	1971	旧	未実施	未実施
大規模草地油庫	白糸146番地	19.44	1971	旧	未実施	未実施
大規模草地飼料乾燥庫	白糸146番地	98.00	1972	旧	未実施	未実施
大規模草地格納庫	白糸146番地	262.00	1973	旧	未実施	未実施
大規模草地患畜舎	白糸146番地	60.75	1982	新	不要	不要
大規模草地飼料庫	白糸146番地	600.00	1984	新	不要	不要
大規模草地夏季雇用牧夫休憩舎	白糸146番地	51.84	1989	新	不要	不要
大規模草地看視舎兼活性化施設	白糸146番地	213.03	2005	新	不要	不要
足寄町畜産物処理加工施設 (チーズ工場)	中矢673番地4	739.47	1993	新	不要	不要
足寄畜産物処理加工施設廃液処理 施設	中矢673番地4	22.50	1993	新	不要	不要

※建物が複数ある施設の延床面積は合計値を掲載し、他の項目は最も古い建物の情報を掲載しています。

②現状と課題

- 農業系の施設(大規模草地・畜産物処理加工施設)は足寄町農業協同組合に管理を委託しています。
- 大規模草地には昭和40年代に建築された建物も多く、老朽化が進んでいる状況にある建物は都度修繕を行いながら活用されています。
- 足寄町畜産物処理加工施設(チーズ工場)は建設から30年近くを経て、建物全体的に老朽化が進んでいるため、今後建物の調査を行うことを検討します。

③管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- 産業の拠点となる施設として基本的に現状の数量を維持します。
- 指定管理者に管理を委託している施設については、当該管理団体への譲渡など施設のさらなる有効活用に向けた検討を進めます。

【管理運営の品質に関する方針】

- 施設管理団体の協力を得ながら、日々の点検・診断・報告や維持管理を継続的に行います。
- 施設のライフサイクルコストの低減を図るため、維持管理のために必要な修繕並びに改修を継続的に行うことで、長寿命化を目指します。

(5) 学校教育系施設

①主要施設の概要

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
足寄小学校	南6条3丁目1番地	5,571.55	1978	旧	実施	実施
芽登小学校	芽登本町192番地	2,401.52	1968	旧	実施	実施
大誉地小学校	大誉地本町12番地9	2,432.56	1962	旧	実施	実施
螺湾小学校	螺湾本町50番地	2,320.40	1970	旧	実施	実施
足寄中学校	里見が丘4番地4	3,388.91	1984	新	不要	不要
足寄町学校給食センター	里見が丘1番地13	954.14	2014	新	不要	不要
足寄小学校教員住宅	南7条4丁目48番地	883.23	1993	新	不要	不要
芽登小学校教員住宅	芽登193番地	496.10	1970	旧	未実施	未実施
大誉地小学校教員住宅	大誉地12番地9	511.65	1969	旧	未実施	未実施
螺湾小学校教員住宅	螺湾本町49番地	481.68	1979	旧	未実施	未実施
足寄中学校教員住宅	里見が丘4番地4	1,162.32	1976	旧	未実施	未実施
足寄町学習塾	南6条1丁目6番地	290.31	2000	新	不要	不要

※建物が複数ある施設の延床面積は合計値を掲載し、他の項目は最も古い建物の情報を掲載しています。

②現状と課題

- 長期的にわたる児童・生徒数の減少が続く中、小学校・中学校の統廃合が進められ、現在は小学校4校、中学校1校となっています。全校児童が10名台の学校が2校あります。耐震診断については、全て完了しています。
- 学校施設は老朽化していることから、屋根や外壁の改修を計画的に実施し、長寿命化を図っています。また、平成28年度から内部改修を順次進め、児童・生徒にとってよりよい学校環境の提供に努めています。
- 1日900食の調理能力のある現給食センターは、平成27年度から稼働をはじめ、1日あたり約750食調理されています。足寄高校の希望者にも給食提供が始まり、提供食数は増加しています。また、災害時の応急給食等炊き出し拠点としても機能します。
- 学校教職員向けの住宅は、道路交通網の整備状況により通勤圏が限られていることや、転勤の多い教員に対して安定した居住先を確保することを目的に整備されてきました。平成27年度から進めてきた老朽化した住宅の建て替えは完了しており、今後は改修作業を進め

る予定となっています。

- 学校統廃合により学校への通学手段として、スクールバスの車庫や待合所を設置している地区があります。
- 足寄高校生の学力向上を支援し、同校の魅力アップを図るため、足寄町学習塾を平成27年10月から始めており、高校生の約7割が利用しています。

③管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- 小学校については、町域の広さなどを勘案し、基本的に現状を維持します。中学校については、必要最低限の数であることから同様に現状を維持します。
- 給食センターについては現状を維持します。
- 老朽化した住宅について計画的に改修を進め、居住水準の向上、維持管理の効率化と入居の適正化を進めます。長期にわたって利用がない住宅については、安全性の観点からも、計画的に除却の方向で進めます。改修や将来的な建て替えにあたっては、適正な居住水準の確保や冬期の寒さに十分配慮します。
- スクールバス施設については基本的に現状を維持します。
- 公設民営塾として全国的に先駆けとなった足寄町学習塾は現状を維持します。

【管理運営の品質に関する方針】

- 日々の点検・診断・報告や維持管理については、各学校の協力を得ながら、継続的に行います。これまで進めてきた小学校の内部改修は今後も計画的に進めます。
- 児童生徒の安全確保については、施設内の事故防止及び防犯に対する安全管理体制を構築するなど特に重視します。新しい教育環境に対応した学校教育施設の整備拡充に努めながら、教育レベルの維持を図ります。
- 給食センターについては、児童生徒数の推移などを勘案した上で、適切に維持管理し、長寿命化を図ります。また、床をいつも乾燥した状態で使用でき室内の湿度が低く保たれるドライシステムや、非汚染区域と汚染区域とを明確に区分した配置や調理場内動線により、安心安全な配食に努めます。
- 整備・修繕等の維持管理のための点検を定期的を実施し、予防保全的な維持管理に努めます。また、長寿命化のための維持管理の観点では、教職員住宅整備計画を基に修繕や改善等を実施し、長寿命化と維持管理コストの低減に努めます。
- 整備・修繕等のための点検を定期的を実施し、予防保全的な維持管理に努めます。
- 足寄町学習塾は、全国で学習塾を展開する民間企業が指定管理者として運営を行っています。地域の存続・活性化のための先駆的な施設として、今後も適切な維持管理を推進します。

(6) 子育て支援施設

①主要施設の概要

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
あしよろ子どもセンター	北3条1丁目5番地1	1,746.65	2006	新	不要	不要
足寄町児童館「あしよべーる」	南6条2丁目2, 3, 4番地	1,000.61	2015	新	不要	不要
芽登保育所	芽登本町241番地1 芽登集落センター内	-	2019	新	不要	不要
螺湾保育所	螺湾本町65番地5 螺湾小学校内	-	1970	旧	実施	実施
上利別保育所	上利別本町65番地 上利別基幹集落センター内	-	1975	旧	未実施	未実施

②現状と課題

- あしよろ子どもセンターには、認定こども園どんぐり、子育て支援センター、つどいの広場、児童発達支援センター「あゆみ園」が併設されています。開設後15年程度経過していますが、町の子育ての拠点として、いつも元気な子どもたちの声が聞こえています。
- 老朽化が進んだ旧下愛冠児童館、旧中央児童館、旧足寄町学童保育所を集約した足寄町児童館「あしよべーる」が平成28年度に完成しました。1階部分は児童館として活用され自由に遊ぶことができます。また、一般の方も利用できる図書館の分館も開設しています。2階部分は町学童保育所(放課後児童クラブ)として利用しており、本町の放課後児童対策の拠点施設として利用されています。
- 本町の広大な行政区域に対応するため、学校やコミュニティセンターに併設された3箇所のへき地保育所があります。

③管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- 本町の子育て支援の拠点となる子どもセンターと児童館は現状を維持します。
- 地域における子育て支援機能を提供するため、へき地保育所は現状を維持します。

【管理運営の品質に関する方針】

- 日々の点検・診断・報告や維持管理については、各施設の管理者の協力を得ながら、継続的に行います。今後想定される老朽化を見越し、不具合箇所の修繕を優先的に実施します。
- 園児の安全確保については特に重視するとともに、施設内の事故防止及び防犯に対する安全管理体制を構築するとともに、国の子ども子育て支援施策で言及されている新しい保育・教育環境に対応した施設・サービスの整備拡充に努めます。

(7) 保健・福祉施設

①主要施設の概要

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
足寄町特別養護老人ホーム	西町9丁目3番地9	2,024.30	1974	旧	未実施	未実施
足寄町高齢者等複合施設 「むすびれっじ」	北2条4丁目41番地	2,187.03	2013	新	不要	不要
足寄町デイサービスセンター	西町9丁目2番地31	327.05	1993	新	不要	不要
老人憩の家	南3条3丁目2番地	530.75	1972	新	不要	不要
大誉地寿の家	大誉地本町14番地5	111.78	1987	新	不要	不要
上利別寿の家	上利別本町65番地	111.78	1990	新	不要	不要
芽登寿の家	芽登本町245番地	111.78	1992	新	不要	不要
螺湾寿の家	螺湾本町18番地	113.40	1995	新	不要	不要
旭町ふれあいプラザ	旭町1丁目38番地	生涯学習館を利用。面積等は生涯学習館を参照				
障害者地域生活支援拠点施設	北3条2丁目	655.01	2021	新	不要	不要

※建物が複数ある施設の延床面積は合計値を掲載し、他の項目は最も古い建物の情報を掲載しています。

②現状と課題

- 「医療と介護、保健・福祉連携システム」構築の一環として、平成24年11月に策定した「足寄町生活・福祉拠点ゾーン基本計画」に基づき、生活支援長屋、小規模多機能型居宅介護施設などを併設する高齢者等複合施設「むすびれっじ」を整備しました。
- 足寄町特別養護老人ホームは、昭和50年に開設され、平成6年に部屋の増改築を行いました。併設されているデイサービスセンターについては平成21年度から社会福祉協議会に貸与しており、同会が管理運営しています。
- 老人憩の家、寿の家は高齢者の介護予防を図る施設として、老人クラブ活動や生きがいデイサービス事業を実施しています。
- 生涯学習館内に設置している旭町ふれあいプラザについては、高齢者の介護予防活動の場として活用されています。

③管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- 高齢者福祉施設、介護予防施設は、基本的に現状を維持します。

【管理運営の品質に関する方針】

- 高齢者等複合施設「むすびれっじ」は、平成26年度から社会福祉協議会が指定管理者として運営しています。比較的新しい施設ではありますが、中期的に進展する高齢化の状況を踏まえ、医療と介護、保健・福祉分野の連携システムのさらなる充実を図りながら、施設の長寿命化に向け日々の点検・診断・報告や維持管理について、継続的に行います。

- 特別養護老人ホームは建設から40年以上経過していることもあり老朽化が進んでいるため、必要最小限の修繕を継続するとともに、施設利用者の安全な自立支援の視点から施設の管理運営を行います。
- デイサービスセンターは社会福祉協議会と協議の上、適切な維持管理を行います。
- 町の『高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』や『障害者計画・障害福祉計画』に記載されている各種サービス提供体制との整合性に引き続き配慮します。

(8) 医療系施設

①主要施設の概要

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
足寄町国民健康保険病院	南2条3丁目1番地	4,830.80	2000	新	不要	不要
人工透析棟	南2条3丁目1番地	320.20	2012	新	不要	不要
院長住宅	北1条4丁目75番地	130.39	2014	新	不要	不要
医師住宅	南1条4丁目20,21-1番地	347.22	1998	新	不要	不要
旧院長住宅	南4条3丁目13番地	116.64	1979	旧	不要	不要
旧副院長住宅	南4条3丁目14番地	109.76	1982	新	不要	不要

※建物が複数ある施設の延床面積は合計値を掲載し、他の項目は最も古い建物の情報を掲載しています。

②現状と課題

- 足寄町国民健康保険病院は、入院病床数60床として常勤医師3名と臨時医師1名により診療を行っています。平成25年6月から人工透析室が供用開始され、専門スタッフを配置して対応を行っています。建設から20年程度が経過しているため建物には経年劣化がみられる状況ですが、修繕が必要な箇所は早期対応を行っています。
- 足寄町国民健康保険病院に勤務する医師用の住宅として院長住宅、医師住宅を整備しています。旧院長住宅及び旧副院長住宅は研修医や実習生の住まいとして活用されています。これら住宅の中には建設年度が古いものもありますが、屋根・外壁だけでなく内部の修繕も実施し、住まいとして適切な状態を維持しています。

③管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- 病院施設、住宅施設ともに現状を維持します。

【管理運営の品質に関する方針】

- 整備・修繕等の維持管理のための点検を定期的を実施し、予防保全的な維持管理に努めます。また、長寿命化のための維持管理の観点では、建物の修繕や改善等を実施し、長寿命化と維持管理コストの低減に努めます。

(9) 行政系施設

①主要施設の概要

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
本庁舎	北1条4丁目48番地	3,508.44	2006	新	不要	不要
役場庁舎車庫エネルギー棟	北1条4丁目48番地	693.00	2005	新	不要	不要
防災資機材倉庫	北1条4丁目48番地	395.68	2013	新	不要	不要
消防総合庁舎	北1条4丁目52番地1	2,048.96	1998	新	不要	不要
足寄消防団第2分団詰所	大誉地本町21番地8	89.89	1991	新	不要	不要
足寄消防団第3分団詰所	芽登本町147	89.89	1984	新	不要	不要
足寄消防団第4分団詰所	上利別本町22番地	89.89	1989	新	不要	不要
足寄消防団第5分団1部詰所	中足寄60番地2	89.89	1992	新	不要	不要
足寄消防団第5分団2部詰所	螺湾本町65番地3	91.10	2016	新	不要	不要
足寄消防団第5分団3部詰所	上足寄本町1番地7	89.89	1990	新	不要	不要
車両センター	旭町5丁目61番地	1,529.70	1979	旧	未実施	未実施
職員住宅	南6条2丁目9番地	1,335.64	1991	新	不要	不要
旭町職員住宅	旭町1丁目31番地	150.84	1975	旧	未実施	未実施

※建物が複数ある施設の延床面積は合計値を掲載し、他の項目は最も古い建物の情報を掲載しています。

②現状と課題

- 平成18年に竣工した役場庁舎には、足寄町有林のカラマツ材を町内で集成材として加工したものを使用しています。また、暖房にはカラマツペレットのペレットボイラーを導入しています。建物及びペレットボイラーは経年劣化に応じて毎年修繕を行っています。
- 本町の消防事務はこれまで一部事務組合である池北三町行政事務組合で行ってききましたが、平成28年度より十勝管内の6消防本部が一本化され「とかち広域消防局」となりました。町内には足寄消防署(消防庁舎)と、地域に根ざした活動を行う6つの消防団(分団消防会館)が連携して住民の暮らしを守っています。消防総合庁舎は建設から20年以上経過し、屋上防水や外壁シーリングに劣化がみられ、雨漏りする箇所が出ている状況にあり、今後対応を行う予定です。また、各地区の分団詰所は消防団活動に支障が出ないように計画的に改修を行っています。
- 車両センターは、除雪車や重機類の保管施設として機能しています。屋根には雨漏りがありましたが、令和3年度に外壁塗装と併せて対応を行っています。
- 職員住宅は現在28戸があります。築40年以上が経過し老朽化が進んでいる施設もあります。

③管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- 庁舎等、交流型滞在施設は、現状を維持します。
- 消防施設は、基本的に現状を維持します。
- その他行政系施設の数量については、それぞれ基本的に現状を維持し、使用を継続します。

【管理運営の品質に関する方針】

- 長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本とします。庁舎来訪者並びに職員の安全を確保するため、必要に応じた修繕並びに改修を基本とした維持管理を行います。災害時の防災拠点となることを踏まえ、安全確保の観点を重視します。
- 消防署ごとに定める消防施設等の整備計画に従います。修繕・点検に関しての費用は町負担であることから、日々の点検・診断・報告並びに維持管理については継続的に行います。
- 分団詰所は、消防団員の協力を得ながら継続的に管理を行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、施設維持のために必要な外壁や屋根等の修繕並びに改修を行うことで、長寿命化を目指します。
- また、職員住宅については、公営住宅等の施設管理の方針に則り、維持管理を行います。

(10) 公営住宅等

①主要施設の概要

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
校南団地	南7条4丁目58番地	1,121.76	1984	新	不要	不要
東団地	旭町1丁目31番地	4,819.12	1987	新	不要	不要
栄団地	栄町1丁目40番地	2,747.80	2001	新	不要	不要
下愛冠団地	下愛冠2丁目2番地5	4,285.70	1992	新	不要	不要
北星団地	下愛冠3丁目5番地1	4,620.21	1973	旧	未実施	未実施
美盛団地	西町9丁目2番地12	1,747.30	1974	旧	未実施	未実施
上利別団地	上利別本町62番地	507.44	1980	旧	未実施	未実施
大誉地団地	大誉地本町12番地1	270.72	1991	新	不要	不要
芽登団地	芽登本町114番地	309.02	2000	新	不要	不要
北団地	北3条1丁目19番地1	4,308.80	2005	新	不要	不要
南区団地	南5条2丁目1番地	1,097.22	2013	新	不要	不要
はるにれ団地	北2条4丁目60番地1	2,751.69	2016	新	不要	不要
单身勤労者住宅	南6条4丁目36番地	369.88	1993	新	不要	不要
南団地特定公共賃貸住宅	南6条4丁目36番地	338.04	1997	新	不要	不要
町有住宅(旧西中教員住宅)	芽登本町194番地	314.61	1965	旧	未実施	未実施
町有住宅(旧上足寄小教員住宅)	上足寄本町11番地1	200.88	1972	旧	未実施	未実施

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
町有住宅（旧中足寄小教員住宅）	中足寄43番地12	271.35	1974	旧	未実施	未実施
町有住宅（旧螺湾中教員住宅）	螺湾本町10番地7	422.82	1979	旧	未実施	未実施
町有住宅（旧上利別中教員住宅）	上利別本町39番地	402.84	1985	新	不要	不要
町有住宅（旧芽登小教員住宅）	芽登本町17番地	211.41	1980	旧	未実施	未実施
町有住宅（旧東小教員住宅）	下愛冠4丁目33番地4	352.35	1980	旧	未実施	未実施

※建物が複数ある施設の延床面積は合計値を掲載し、他の項目は最も古い建物の情報を掲載しています。

②現状と課題

- 公営住宅は、平成16年3月に『足寄町公営住宅ストック総合活用計画』を策定するとともに、令和2年3月に『足寄町公営住宅等長寿命化計画』の見直しを行い、高齢者世帯や子育て世帯など、様々なニーズに合った公営住宅の整備を進めてきました。
- まちなかへの居住が可能となり、医療や福祉拠点と連携した公営住宅に対する町民の期待やニーズは高い一方で、現在地での居住継続を希望する世帯への対応や平屋建公営住宅の整備供給が課題としてあげられています。

③管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- 『公営住宅等長寿命化計画』によると、令和11年における公営借家への入居世帯数を336世帯程度と設定しています。町内には町有住宅が40戸あり、令和元年度現在、26世帯が入居していることから、公営住宅の目標管理戸数は、スムーズな移転・住み替えに対応するため、入居設定数に10戸程度の余力を見込み、320戸を目標としています。
- これまで北星団地の受け皿として建設してきたはるにれ団地は、今後も継続して建て替え事業を継続します。また、美盛団地についても老朽化が著しいことから、建て替え等の対応が必要な状況です。建て替えにあたっては、「公営住宅整備基準」をはじめ道の方針による整備水準を基本とし、本町の気候風土や地場産材の活用など地域特性に対応した整備を目指します。
- 特定公共賃貸住宅については、現状建物を基本維持し、町有住宅は教員住宅等から用途変更による増加を見込みます。

【管理運営の品質に関する方針】

- 『足寄町公営住宅等長寿命化計画』を基に長寿命化のための維持管理を最優先に、改善事業（居住性確保型・福祉対応型長寿命化型）並びに、修繕事業を実施します。
- 長寿命化のための維持管理に関しては、ライフサイクルコスト縮減のため、住棟・住戸に応じた予防保全的な修繕並びに点検を計画的に行います。定期点検を行い適切な修繕や改善を行うことにより、安全性を確保します。

(11) 公園

①主要施設の概要

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
北星公園公衆便所	下愛冠4丁目39番地	16.32	1978	旧	未実施	未実施
緑栄公園便所	南4条5丁目25番地	36.55	1983	新	不要	不要
旭町公園便所	旭町2丁目36番地	11.07	1983	新	不要	不要
山手通公園便所	西町8丁目	3.20	1991	新	不要	不要
利別川公園便所	南6条7丁目57番地	3.20	1992	新	不要	不要
足寄橋公園便所	北6条1丁目14番地	6.50	1992	新	不要	不要
足寄発祥の地記念公園便所	中足寄60番地1	9.72	1996	新	不要	不要
稻荷山公園便所及び水飲み場	旭町3丁目51番地	8.10	1996	新	不要	不要
大誉地農村広場便所	大誉地本町14番地	6.61	1986	新	不要	不要
栄町公園便所	栄町2丁目161番地8	3.69	1993	新	不要	不要

※建物が複数ある施設の延床面積は合計値を掲載し、他の項目は最も古い建物の情報を掲載しています。

②現状と課題

- 本町には、都市公園法に基づき、総合公園として里見が丘公園、近隣公園として北星公園、街区公園等として20の公園があります。また、その他の公園として8の公園が設置されています。
- 公衆便所は基本通年開放しており、作業員による清掃が行われています。
- 住民の交流、やすらぎ、憩いの場である公園は、施設の老朽化が進み、利用形態も大きく変化していることから、地域のニーズに沿った施設の修繕・改修等の施設整備により、長寿命化を図りながら、周辺環境と調和した安全で利用しやすい公園の整備が必要です。

③管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- 公園全体の数量については、現状を維持します。

【管理運営の品質に関する方針】

- 公園施設長寿命化計画に基づき、各公園の遊具修繕を行い、地域ニーズに沿った施設整備を図ります。

(12) 供給処理施設

①主要施設の概要

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
足寄町銀河クリーンセンター	中足寄126番地40	3,617.96	2002	新	不要	不要
一般廃棄物処理施設	中足寄126番地44	337.00	1991	新	不要	不要
し尿処理場	下愛冠1丁目12番地3	1,137.46	1970	旧	未実施	未実施

※建物が複数ある施設の延床面積は合計値を掲載し、他の項目は最も古い建物の情報を掲載しています。

②現状と課題

- 一般廃棄物の処理は帯広の「くりりんセンター」(十勝圏複合事務組合)及び足寄町・本別町・陸別町による共同処理施設「足寄町銀河クリーンセンター」で行っています。「足寄町銀河クリーンセンター」は安定的な稼働を担保するため、機器・装置の点検や修繕を継続的に行っており、現時点では大規模修繕の予定はありません。
- 本町のし尿は、平成30年4月から供用を開始した十勝川流域下水道浄化センター内のMICS施設で処理を行っています。そのため、本町のし尿処理場ではし尿処理を行っておらず、MICS施設に運搬するための中継タンクとして活用しています。

③管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- 数量については、それぞれ基本的に現状を維持し、使用を継続します。

【管理運営の品質に関する方針】

- 長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本とします。継続的に施設を稼働するため、必要に応じて修繕並びに改修を行います。

(13) その他公共施設

①主要施設の概要

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
足寄町新規就農者技術習得研修施設	芽登本町15番地1	420.00	2009	新	不要	不要
多目的交流施設	南4条3丁目10番地2	760.30	2016	新	不要	不要
移住体験住宅	南5条3丁目11番地7	248.48	1980	新	不要	不要
足寄火葬場	本別町西仙美里218番地7	442.20	2009	新	不要	不要

※建物が複数ある施設の延床面積は合計値を掲載し、他の項目は最も古い建物の情報を掲載しています。

②現状と課題

- 学生の体験農業や若い新規就農希望者の一時的な住まいとして、新規就農者技術習得研修施設があります。中長期の滞在に対応できます。
- 多目的交流施設は、築25年の帯広開発建設部の旧足寄道路建設事務所を改修して平成28年10月に開設、下宿を希望する足寄高校生徒等を受け入れる拠点として利用されています。
- 移住体験施設は、既存住宅を平成28年度に改修し移住体験者を受け入れる施設として設置され、夏季は満室に近い利用状況となっています。
- 火葬場は年間100件程度利用があります。霊園内の建物としては東屋と便所があり、霊園自体の区画造成は検討事項となっています。

③管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- 数量については、それぞれ基本的に現状を維持し、使用を継続します。

【管理運営の品質に関する方針】

- 交流型滞在施設は、日々の点検・診断・報告並びに維持管理については指定管理者及び利用者と協力し、継続的に行います。
- その他行政施設は、長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本とします。利用者の安全を確保するため、必要に応じて修繕並びに改修を実施します。特に火葬場については、円滑な火葬業務を行うため、火葬炉機器の維持補修による適正管理を行い、施設の機能保持を図ります。

(14) 貸出施設

①主要施設の概要

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
高齢者生きがいセンター	中足寄60番地1	462.99	1978	旧	未実施	未実施
旧法務局	南6条2丁目7番地1	356.82	1980	旧	未実施	未実施
旧足寄学童保育所	南5条5丁目14番地	268.91	1993	新	不要	不要
旧エゾシカ解体処理加工施設	中矢669番地4	145.19	1995	新	不要	不要
ペレット工場	芽登本町17番地	2,331.42	1968	旧	未実施	未実施

※建物が複数ある施設の延床面積は合計値を掲載し、他の項目は最も古い建物の情報を掲載しています。

②現状と課題

- 貸出施設は基本的に利用団体が管理を行っており、施設の状況については利用団体から状況に応じて報告を受けています。

③管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- 施設機能を維持したまま、現利用団体への移譲について協議や検討を進めます。

【管理運営の品質に関する方針】

- 日々の点検・診断・報告並びに維持管理については現利用者と協力・協議し、安全面に留意し継続的に行います。

(15) 休止中施設

①主要施設の概要

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
旧東小学校プール	旭町1丁目38番地	569.70	1978	旧	未実施	未実施
旧足寄ヘリポート	中矢198番地2	131.97	1989	新	不要	不要
旧地域特産品加工場	下愛冠1丁目4番地7	56.70	1970	旧	未実施	未実施
旧ハイキューブ	白糸146番地42	552.15	1976	旧	未実施	未実施
旧青少年会館	里見が丘33番地12	627.84	1970	旧	未実施	未実施
樹芸樹木園地 保管庫	螺湾本町9番地7	256.47	1974	旧	未実施	未実施
旭ヶ丘農作業管理休養施設	芽登1309番地3	72.29	1981	新	不要	不要
生涯学習館上足寄分館	上足寄本町10番地	1,011.06	1957	旧	未実施	未実施
大誉地老人健康増進センター	大誉地本町21番地8	399.50	1991	新	不要	不要
オンネトー国設野営場管理棟	茂足寄国有林内	185.82	1962	旧	未実施	未実施
足寄町農業研修センター (旧足寄監視員詰所)	下愛冠4丁目33番地1	272.16	1973	旧	未実施	未実施

※建物が複数ある施設の延床面積は合計値を掲載し、他の項目は最も古い建物の情報を掲載しています。

②現状と課題

- 町内には、統廃合や建て替え等により使われなくなった旧施設があります。既に『足寄町過疎地域持続的発展市町村計画』や『足寄町第6次総合計画後期実施計画』で除却に関して記載されているものもありますが、転用の可能性はあるものの具体的な譲渡先が未決定のものや、方向性が定まっていない施設もあります。
- 旧足寄ヘリポートは公共施設としての利用は休止していますが、臨時離着陸場として年2～5回の利用があるほか、ドクターヘリの離着陸も行っています。
- 足寄町農業研修センターは、農作業の作業員の一時的な宿泊施設として活用されてきた施設ですが、現在は老朽化等により利用停止中であり、施設の除却を予定しています。

③管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- 長期にわたり活用策が見いだせない施設については、除去の対象となります。また、廃校となった校舎等については、地域住民の活性化促進の場として活用していますが、施設の老朽化や耐震性確保など安全性の問題があります。
- 老朽化が著しい施設については、安全性やコスト面に配慮し、優先順位をつけた上で計画的に除却を進めます。

【管理運営の品質に関する方針】

- 未利用施設であっても、建物の維持に関しては地域住民に対して安全対策や防犯対策を万全に行うことで、事故や崩落のないように努めます。

2. インフラ

(1) 道路（橋梁含む）

①現状と課題

- 本町が維持管理する道路には町道、農道、林道があります。
- 町道は産業の振興、住民生活の安定と福祉の向上や地域間交流の促進など地域社会を形成する上で重要な役割を果たしています。本町の道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するため『足寄町道路ストック路面修繕計画』に基づき町道の修繕を計画的に進めており、令和4年度に定期点検(路面性状調査)を行う予定です。
- 農道は、大型機械の運行、農畜産物の集出荷及び生産資材等の大量輸送や輸送回数の増大に対応するため、これまでも基幹的な路線を中心に整備を行っています。
- 林道は、健全な森林の維持管理や効率的な林業経営を展開していく上で基幹的な役割を担っています。
- 橋梁については、平成30年7月に改訂した『足寄町橋梁長寿命化修繕計画』に基づき、点検・修繕及び架替を行っており、令和3年度に大誉地川橋を撤去しました。

②管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- 現存の道路については現状を維持します。今後の新設については、中長期的な社会情勢を見極め、慎重に検討の上決定します。

【管理運営の品質に関する方針】

- 道路については、『足寄町道路ストック路面修繕計画』に基づき、計画的な改良舗装及び改修・補修の実施により施設の保全を引き続き行います。また、交通安全施設の整備充実を図ります。
- 橋梁については、『足寄町橋梁長寿命化修繕計画』に基づき、予防保全的な修繕・架替を推進します。

【コストに関する方針】

- 施設管理の効率化を進め、将来コストの縮減に努めます。また、経済性を考慮した適切な道路整備を行います。

(2) 上水道等

①主要施設の概要

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
北区浄水場	北5条1丁目77	62.42	1967	旧	未実施	未実施
常盤浄水場	常盤		1967	旧	未実施	未実施
螺湾簡易水道施設	螺湾番外地	45.00	1963	旧	未実施	未実施
上利別簡易水道施設	上利別43番地27	19.65	1968	旧	未実施	未実施
大誉地簡易水道施設	大誉地林野57林班	63.08	1970	旧	未実施	未実施
上足寄簡易水道施設	上足寄	14.00	1969	旧	未実施	未実施
芽登簡易水道施設	芽登801番1	38.50	1965	旧	未実施	未実施

②現状と課題

- 本町では市街地を中心に、上水道の整備を進めています。令和2年度末の給水人口は5,231人です。また、5地区の拠点地区には簡易水道が、西足寄地区は専用水道が、その他地区には営農用水道施設が整備されています。
- 概ね全町に整備を図っていますが、農村地域に散在する農家については、受益戸数が少数であるなどの理由から給水制度を活用することができないため、未整備の状況にあります。
- 『足寄町水道事業(上水道)経営戦略』『足寄町簡易水道事業経営戦略』に基づいた計画的な整備の実施及び改修・補修の実施により施設の保全を行っています。

③管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- 給水人口、給水量による効率的な管路網の構築に向け、中長期的な人口・利用人数の動向や、町内各地域の居住環境の変化等に留意し、『足寄町水道事業(上水道)経営戦略』『足寄町簡易水道事業経営戦略』に基づき、各種水道管の整備を引き続き行います。

【管理運営の品質に関する方針】

- 水道サービスの安定性確保と、安心安全な水の供給を図るため、施設の長寿命化を進めます。敷設後相当年が経過し老朽化した水道管や設備の計画的な更新、施設・維持管理機器等の整備を行います。漏水調査を引き続き行い、水源汚染事故防止や濁水、地震災害時の安定供給に向けた対策を進めます。

【コストに関する方針】

- 施設管理の効率化を進め、将来コストの縮減に努めます。
- 法規等の弾力的な運用に努め、適正な事業規模、経済性を考慮した適切な管路整備を行います。

(3) 下水道等

①主要施設の概要

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化
下水道終末処理場	共栄町120番地12	2,885.14	1999	新	不要	不要
下水終末処理場防災保管庫	共栄町120番地	75.14	2021	新	不要	不要

②現状と課題

- 本町では市街地において、平成7年度から公共下水道の整備を進めています。令和2年度末までに1,799世帯、3,458人が下水道に接続しています。また、公共下水道の排水域外にも、住居が点在していることから、合併処理浄化槽の整備を進めており、令和2年度末で整備済みは106世帯、505人となっています。
- 令和2年度末の水洗化率は60.5%※で、全国平均と比較して低い水準となっており、生活排水の総合的な対策を図るため、地域の実情に応じた効率的・効果的な下水処理施設の整備を推進する必要があります。

※合併処理浄化槽設置済の106世帯、505人を加えた割合

③管理の基本方針

【施設の数量に関する方針】

- より衛生的で快適な生活環境の創出を目指すとともに、河川の水質保全を図り、恵まれた豊かな自然環境を保つため、『足寄町下水道事業経営戦略』に基づき計画的・効率的に下水道を含む生活排水関連施設の整備を進めます。
- 各種整備には、長い年月と膨大な費用がかかるため、中長期的な人口・利用人数の動向や、町内各地域の居住環境の変化等に留意し、慎重に検討するものとします。

【管理運営の品質に関する方針】

- 安定的な汚水処理を図るため、施設や管路の長寿命化を進めます。計画的な更新、施設・維持管理機器等の整備を行います。

【コストに関する方針】

- 施設管理の効率化を進め、将来コストの縮減に努めます。
- 法規等の弾力的な運用に努め、適正な事業規模、経済性を考慮した適切な管路並びに施設整備を行います。

第6章 推進体制の構築

1. 推進体制

今後も厳しい財政状況が続くことが想定される中で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、インフラの大部分を管理する町が単独で今と同規模に維持管理・更新等を進めるのは困難が伴うことが予想されます。

そこで本計画を基にした公共施設等の全体マネジメントに関しては、全庁横断的な会議等で情報の共有及び必要事項の検討を行い、進行管理や推進を図ります。

検討にあたっては住民等利用者との協働の推進も視野に入れるとともに、新たな担い手の確保に向け、技術者の育成・確保に一定の能力を有する民間企業へのアウトソーシング、指定管理者制度のさらなる活用、PPPやPFIの導入に向けた調査、包括民間委託など、行政と民間が一体となって運営する方策を広く検討し、効率的で質の高いサービス提供のための考え方を検討します。また、研修等を通じて職員の意識啓発に努め、一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、高い危機意識を持って取り組みます。

2. PDCAサイクルによる推進

本計画の推進にあたっては、マネジメントシステムの基本であるPLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACT(改善)のPDCAサイクルにより、個別施設計画の推進状況や本計画に掲げた数値目標の達成状況などを全庁的かつ横断的な会議体で年に1回評価・検証し、計画推進方法を改善します。

また、本計画の内容については、今後の財政状況や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行います。さらに、公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民に対して随時情報提供を行い、方向性の共有を目指します。

3. 地方公会計制度の活用

本町では、平成28年度から、「統一的な基準による地方公会計」による固定資産台帳を整備しています。

今後も公共施設等を財政面からも適正に管理をしていくために、地方公会計制度の財務諸表や固定資産台帳と整合性を図ることで、施設ごとの資産の状況や維持管理費の把握など、一貫した資産データに基づく施設マネジメントを推進します。

足寄町公共施設等総合管理計画

《令和3年度改訂版》

令和4年3月

編集・発行／足寄町役場 総務課 契約財産室

〒089-3797 北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1

TEL 0156-25-2141 FAX 0156-25-2488

ホームページ <https://www.town.ashoro.hokkaido.jp/>
